

第2次鹿嶋市自殺対策計画

～誰も自殺に追い込まれることのない「鹿嶋市」の実現を目指して～

令和6年 月

茨城県鹿嶋市

目次

第1章 計画の基本的な考え方	2
1 <u>計画策定の趣旨</u>	2
2 <u>計画の位置づけ</u>	3
3 <u>計画の期間</u>	3
4 <u>計画の数値目標</u>	4
第2章 鹿嶋市の現状	8
1 <u>自殺者数・自殺率の推移</u>	8
2 <u>性別・年代別の特徴</u>	9
3 <u>職業別の特徴</u>	10
4 <u>同居人の有無</u>	10
5 <u>コロナ禍の自殺の動向</u>	11
6 <u>支援が優先される対象群</u>	14
7 <u>意識調査結果</u>	16
第3章 鹿嶋市の自殺対策における取組み	26
1 <u>基本方針</u>	26
2 <u>施策体系</u>	28
3 <u>基本施策</u>	29
<基本施策1> <u>地域におけるネットワークの強化</u>	29
<基本施策2> <u>自殺対策を支える人材の育成</u>	31
<基本施策3> <u>住民への啓発と周知</u>	32
<基本施策4> <u>生きることの促進要因への支援</u>	33
<基本施策5> <u>児童生徒のSOSの出し方に関する教育</u>	37
4 <u>重点施策</u>	38
<重点施策1> <u>子ども・若者対策</u>	38
<重点施策2> <u>勤務・経営者対策</u>	41
<重点施策3> <u>高齢対策</u>	42
<重点施策4> <u>生活困窮者対策</u>	45
5 <u>生きる支援の関連施策</u>	47
第4章 自殺対策の推進体制	63
資料編	65
1 <u>自殺対策基本法（平成28年4月1日改正）</u>	65
2 <u>自殺総合対策大綱（令和4年10月閣議決定）のポイント</u>	70

第1章 計画の基本的な考え方

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

我が国の自殺対策は、2006年（平成18年）に自殺対策基本法（平成18年法律第85号）が制定されて以降、大きく前進しました。それまで、個人の問題とされていた自殺が、社会の問題として広く認識されるようになり、国を挙げて自殺対策を総合的に推進した結果、自殺で亡くなる人数の年次推移は減少傾向にあるなど、着実に成果を上げています。しかし、我が国の自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺による死亡率）は、主要先進7か国（G7）の中で最も高く、自殺者数は近年毎年2万人前後で推移しています。

そうした中、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指して自殺対策をさらに総合的かつ効果的に推進するため、施行から10年の節目に当たる2016年（平成28年）に、自殺対策基本法が改正されました。自殺対策が「生きることの包括的な支援」として実施されるべきこと等が基本理念に明記されるとともに、自殺対策の地域間格差を解消し、誰もが等しく支援を受けられるよう、全ての都道府県及び市町村が、都道府県自殺対策計画又は、市町村自殺対策計画を策定することとされました。本市においては、自殺対策を総合的かつ効果的に推進するため、2019年（平成30年）3月に「鹿嶋市自殺対策計画」（計画期間：2019年度（令和元年度）～2023年度（令和5年度））を策定し、様々な施策を進めてまいりました。

さらに国では、我が国の自殺の実態を踏まえ、2022年（令和4年）10月に「自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～」が閣議決定されました。見直し後の大綱では、コロナ禍の自殺の動向も踏まえつつ、これまでの取り組みに加え、

- ・子ども・若者の自殺対策の更なる推進・強化
- ・女性に対する支援の強化
- ・地域自殺対策の取組強化
- ・新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進など

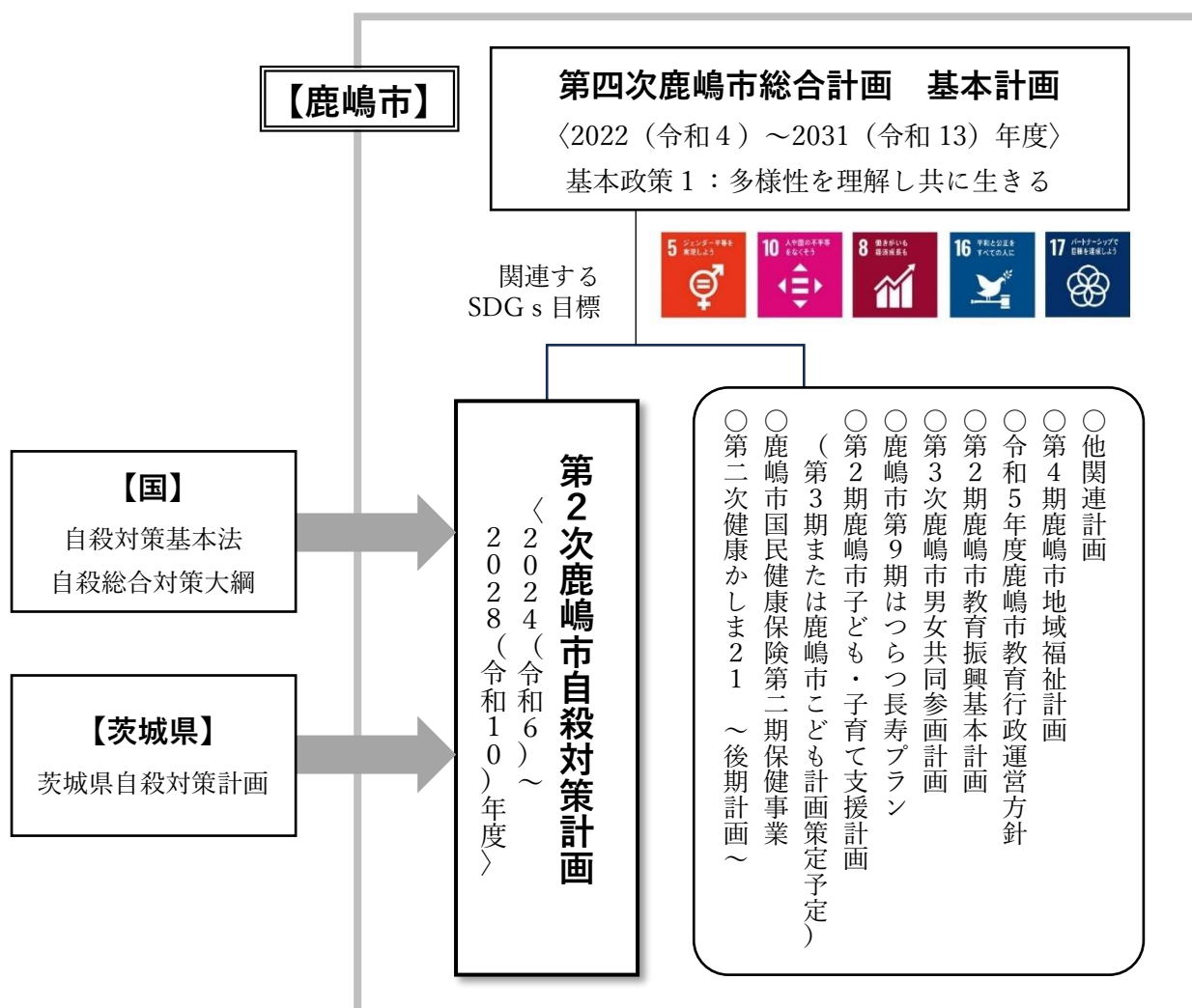
が追加され、総合的な自殺対策の更なる推進・強化が掲げられています。このため、本市においては、第1次計画を基本としながら新たな課題の検討や施策等の見直しを行い、「第2次鹿嶋市自殺対策計画」を策定するものとします。

2 計画の位置づけ

本計画は、2016年（平成28年）に改正された自殺対策基本法に基づき、国の定める自殺総合対策大綱の趣旨を踏まえて、同法第13条第2項に定める市町村自殺対策計画として策定するものです。

また、中長期的な視点を持って継続的に自殺対策を実現していくため、本計画を第四次鹿嶋市総合計画基本計画で掲げる基本目標－1「人生100年をあざやかに『鹿嶋』で生きる」を目指して、基本政策1「多様性を理解し共に生きる」に位置づけるとともに、関連する法律や各種計画との十分な整合性を図っていきます。

図1 計画の位置づけ



3 計画の期間

本計画の期間は、前計画と同様に、2024年度（令和6年度）から2028年度（令和10年度）までの5年間とします。

ただし、自殺総合対策大綱の改定等、自殺対策をめぐる状況の変化や市上位計画の見直しの状況等を踏まえ、必要により見直しを行うものとします。

4 計画の数値目標

自殺対策基本法で示されているように、自殺対策を通じて最終的に目指すのは、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現です。

本市においては、2023年（令和5年）の目標を自殺死亡率13.2以下（自殺者数9人以下）としてきましたが、2015年（平成27年）～2021年（令和3年）における自殺死亡率（自殺者数）は、減少傾向にあるものの、各年によって差があり、直近5年における自殺死亡率は15.0前後（自殺者数10人前後）で推移しています。（表1、図2）

一方、国は、自殺総合対策大綱における当面の目標として、「2026年（令和8年）までに、自殺死亡率を2015年（平成27年）と比べて30%以上減少させ、13.0以下とする」ことを目標に掲げています。（図3）

表1 鹿嶋市の自殺者数および自殺死亡率の推移

	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021
自殺統計（自殺日，住居地） 自殺者数	18	20	10	5	11	9	12
自殺統計（自殺日，住居地） 自殺死亡率	26.4	29.3	14.7	7.4	16.2	13.3	17.8

資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

（自殺死亡率の算出に用いた母数は、同年1月1日の住民基本台帳に基づく人口）

出典：地域自殺実態プロファイル2022（自殺総合対策推進センター）

図2 鹿嶋市の自殺者数および自殺死亡率の推移（2015～2021年）

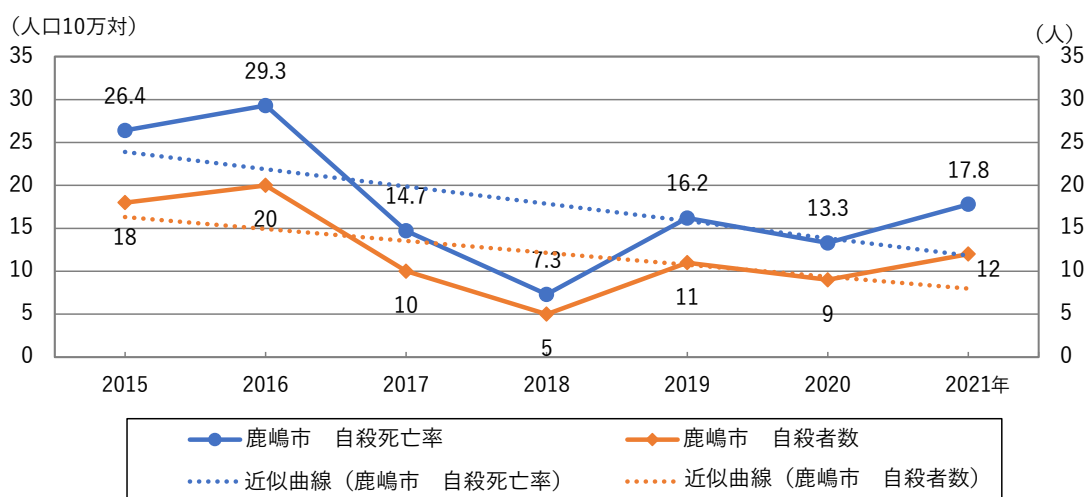
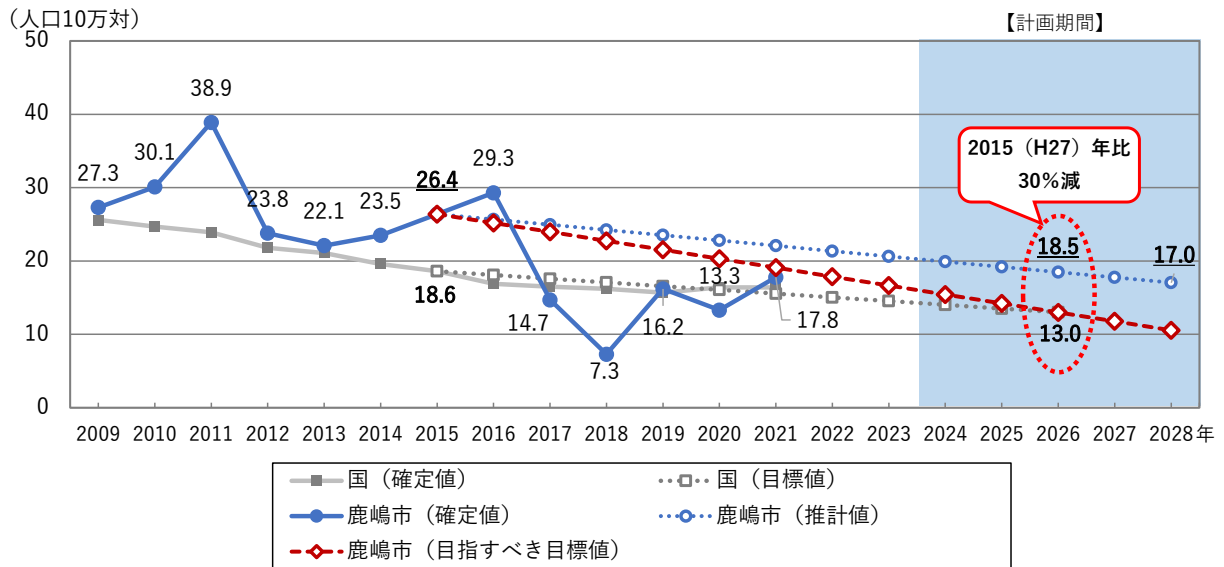


図3 鹿嶋市の自殺死亡率の推計（国の目標を基準とした場合）



このような状況から、鹿嶋市においては、この国の考え方に準拠し、2028年（令和10年）の目標を設定することとし、本市の状況から、2015年（平成27年）の自殺死亡率（=26.4）と比べておよそ36%以上の減少、13.0以下（9人以下）を本市の目指すべき目標値とします。（図4）

図4 自殺対策を通じて達成すべき目標値

自殺対策を通じて達成すべき目標値

2028年（令和10年） 自殺死亡率（自殺者数）

13.0以下（9人以下）

※ 〈参考〉 国・県の数値目標

	【現状値】	【目標値】
国	2015年（平成27年）：18.6 2020年（令和2年）：16.4	2026年（令和8年）：13.0以下 （平成27年から30%減少）
茨城県	2015年（平成27年）：18.3	2023年（令和5年）：14.7以下 2026年（令和8年）：13.1以下 （平成27年から30%減少）

※ 国・県の自殺率は人口動態統計より算出

第2章 鹿嶋市の現状

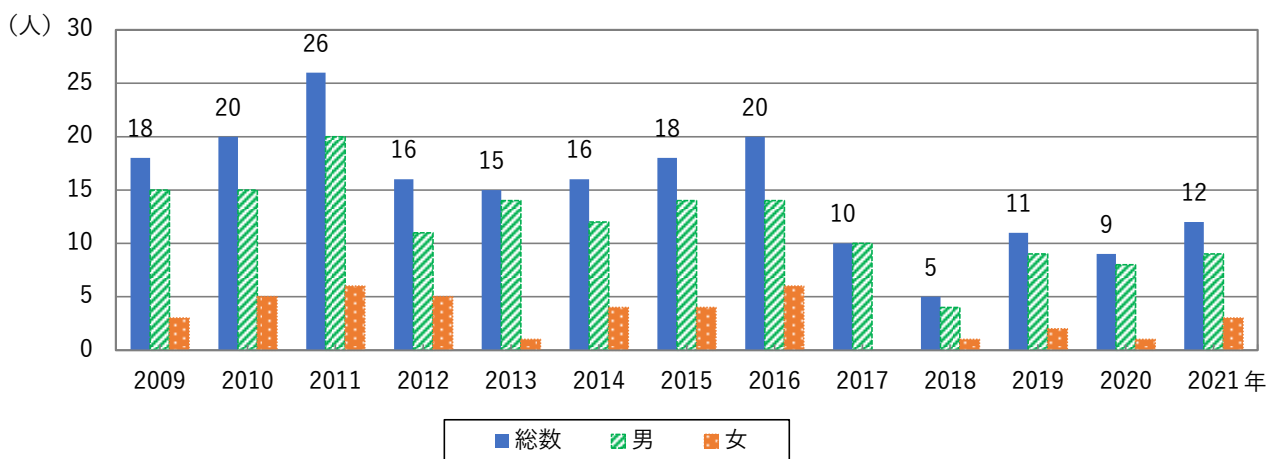
第2章 鹿嶋市の現状

※自殺の統計については、自殺総合対策推進センター^{注1}の地域自殺実態プロフィール^{注2}に基づいています。

1 自殺者数・自殺率の推移

本市の自殺者数は、2011年（平成23年）の26人をピークに、その後全体的には減少傾向にあり、2017年（平成29年）以降は概ね10人前後で推移しています。（図5）

図5 鹿嶋市の自殺者数の推移

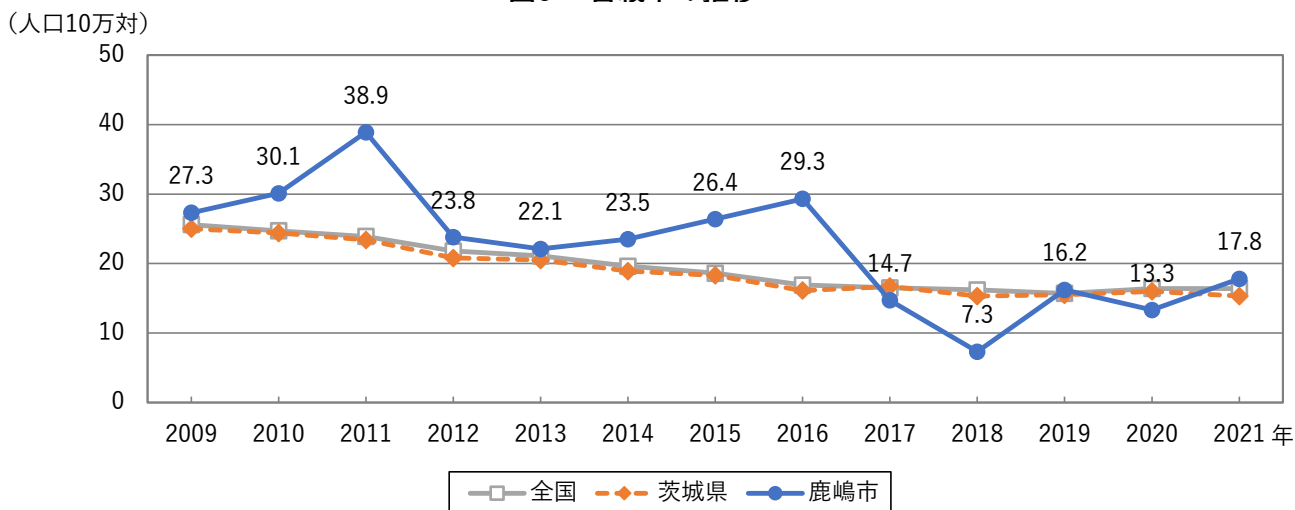


出典：自殺総合対策推進センター 地域自殺実態プロフィール 2022

人口10万人当たりの自殺者数を表す自殺死亡率（以下「自殺率」とします）は、2011年（平成23年）に38.9と急増し、全国（24.1）、茨城県（23.4）を大きく上回る状況にありました。

その後増減を繰り返しつつ、2018年（平成30年）には7.3まで減少し、全国や茨城県を大きく下回ったものの、再び上昇し、2021年（令和3年）には、17.8となり、全国（16.4）、茨城県（15.3）を若干上回っています。（図6、表2）

図6 自殺率の推移



出典：自殺総合対策推進センター 地域自殺実態プロフィール 2022

表2 自殺率の推移

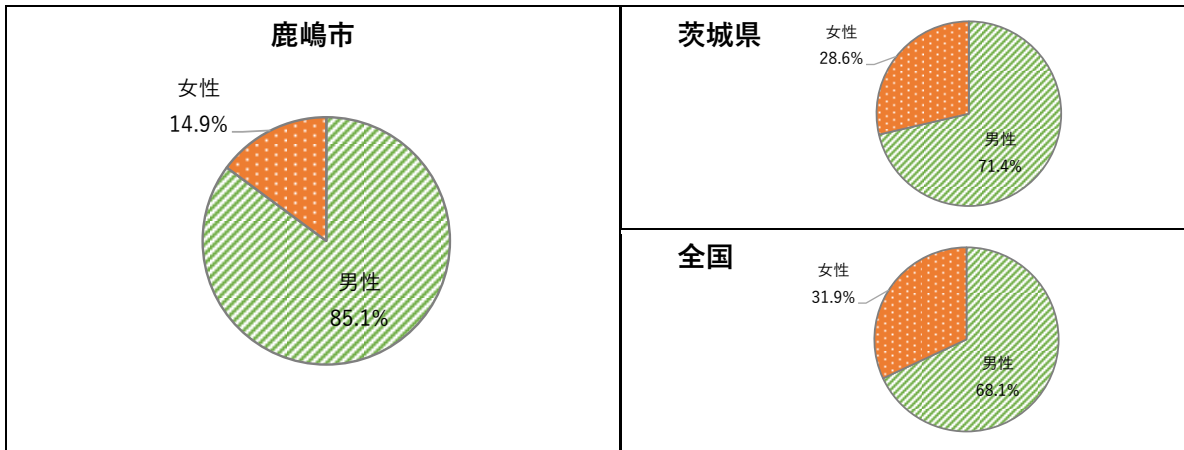
年	2009 (H21)	2010 (H22)	2011 (H23)	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (H31/R1)	2020 (R2)	2021 (R3)
鹿嶋市	27.3	30.1	38.9	23.8	22.1	23.5	26.4	29.3	14.7	7.3	16.2	13.3	17.8
茨城県	25	24.4	23.4	20.8	20.5	18.9	18.3	16.1	16.7	15.3	15.5	16	15.3
全国	25.6	24.7	23.9	21.8	21.1	19.6	18.6	16.9	16.5	16.2	15.7	16.4	16.4

出典：自殺総合対策推進センター 地域自殺実態プロフィール 2022

2 性別・年代別の特徴

本市における最近5年間の自殺者数の性別割合をみると、男性85.1%、女性14.9%で、男性の割合が8割以上と高くなっています。茨城県（男性71.4%、女性28.6%）や全国（男性68.1%、女性31.9%）と比べても、10%以上男性の割合が高い傾向にあります。（図7）

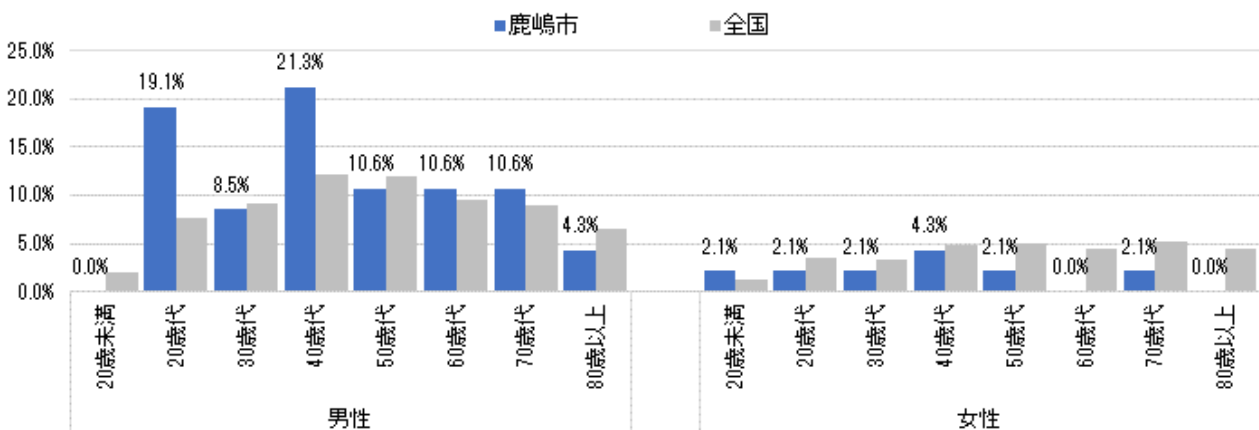
図7 性別構成割合（2017～2021年）



出典：自殺総合対策推進センター 地域自殺実態プロフィール 2022

本市の自殺者総数に占める性別・年代別の自殺者割合について、全国と比較すると、男性の20歳代、40歳代の割合が特に高く、女性は20歳未満をのぞき全国値より下回っています。（図8）

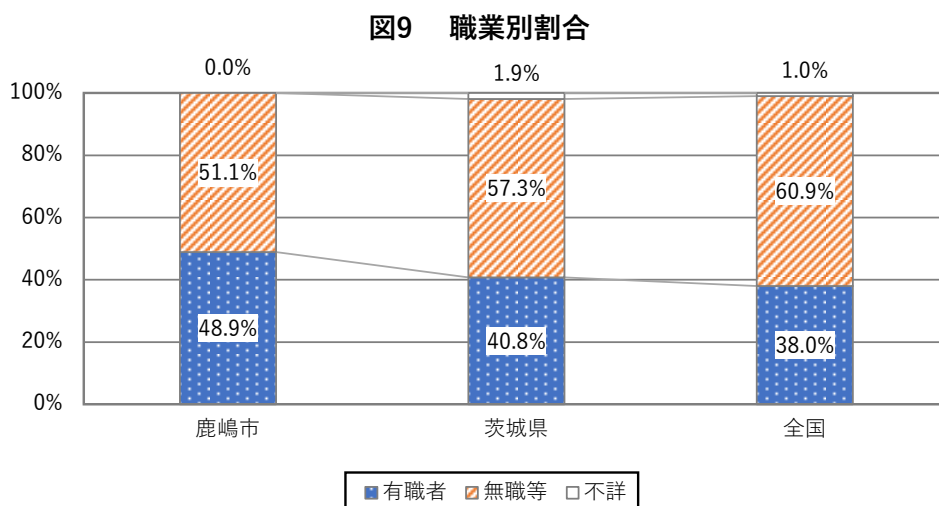
図8 性別・年代別の自殺者割合（2017～2021年）



出典：自殺総合対策推進センター 地域自殺実態プロフィール 2022

3 職業別の特徴

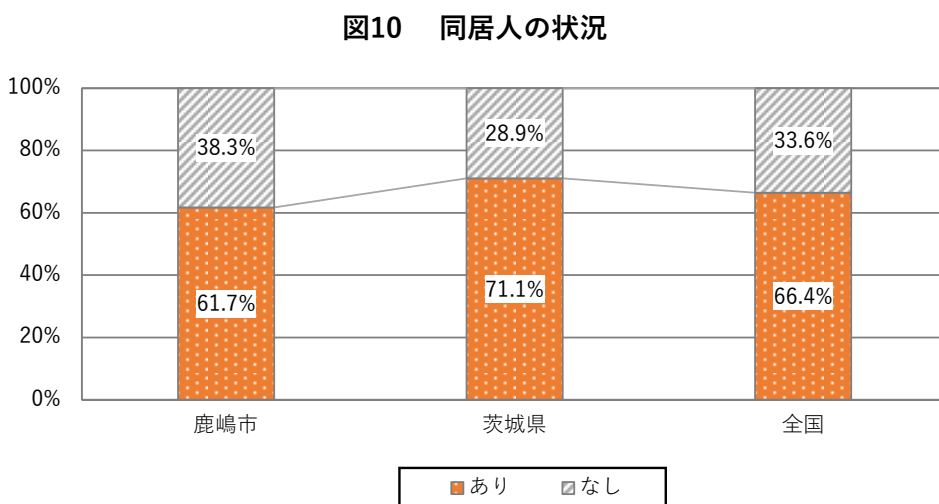
職業別にみると、「有職者（自営業・家族従業者，被雇用者・勤め人）」と「無職等（学生，主婦，失業者，年金等，その他）」がそれぞれ約5割とほぼ同じ割合であり，「有職者」は茨城県や全国に比べて高い傾向にあります。（図9）



出典：自殺総合対策推進センター 地域自殺実態プロファイル 2022
 ※茨城県，全国の割合は，年齢，同居人の不詳を含まない

4 同居人の有無

自殺者数を同居人の有無でみると，茨城県や全国に比べて「同居人なし（単身）」の割合が若干高い傾向にあります。（図10）



出典：自殺総合対策推進センター 地域自殺実態プロファイル 2022
 ※茨城県，全国の割合は，年齢，同居人の不詳を含まない

5 コロナ禍の自殺の動向

2020年（令和2年）及び2021年（令和3年）の自殺者数について、感染症拡大前の5年間（2015年（平成27年）～2019年（令和元年））の自殺者数の平均との差を性別で比較すると、本市では男性では2020年（令和2年）・2021年（令和3）ともに感染拡大前に比べ1～2人ほど少ないものの、女性は2021年（令和3年）に若干（0.4人）多くなっています。（表3，図11）

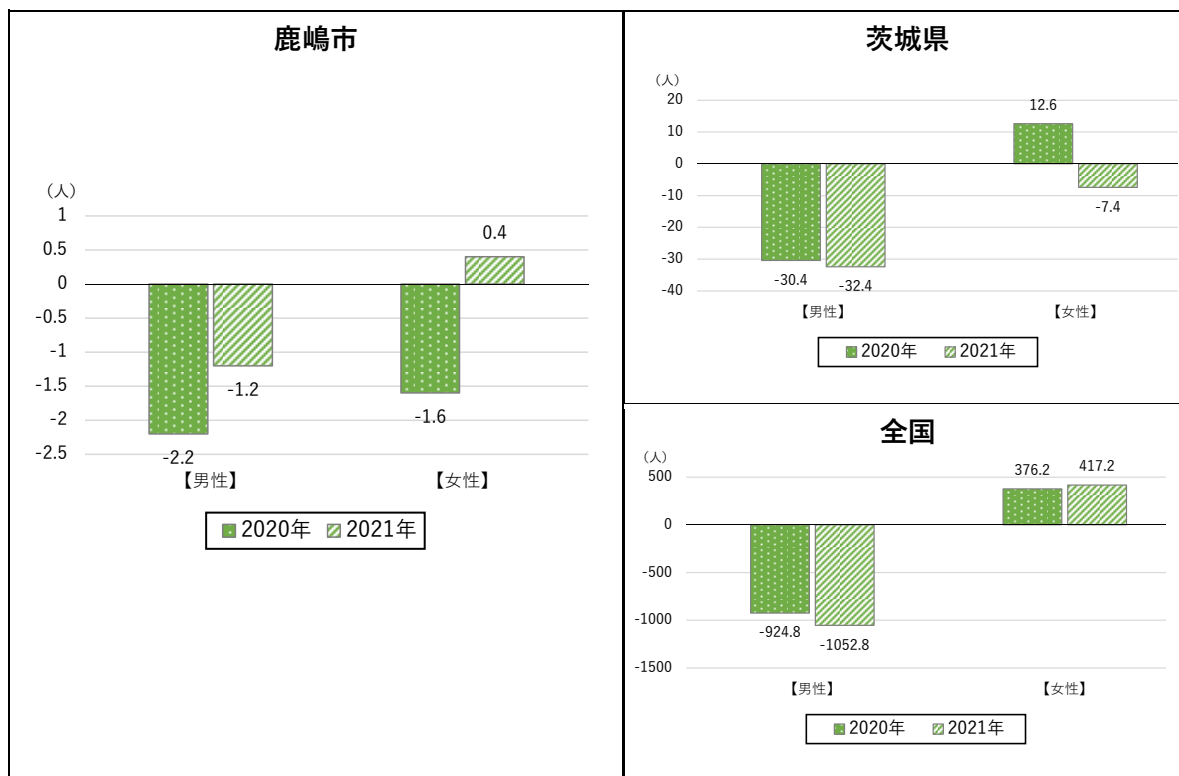
全国的には、コロナ禍における女性の自殺者数は増加傾向にあり、本市においても、今後注視していく必要があります。（図11）

表3 2020・2021年自殺者数と感染症拡大前5年平均自殺者数との差

	男女別	感染拡大前 5年平均	平均との差	
			2020年	2021年
全国	【男性】	14,838.8	-924.8	-1052.8
	【女性】	6,616.8	376.2	417.2
茨城県	【男性】	348.4	-30.4	-32.4
	【女性】	136.4	12.6	-7.4
鹿嶋市	【男性】	10.2	-2.2	-1.2
	【女性】	2.6	-1.6	0.4

出典：自殺総合対策推進センター 地域自殺実態プロファイル 2022

図11 2020・2021年自殺者数と感染症拡大前5年平均自殺者数との差



出典：自殺総合対策推進センター 地域自殺実態プロファイル 2022

さらに、2020年（令和2年）・2021年（令和3年）自殺者数と感染症拡大前5年平均自殺者数との差について、性別・年代別にみると、本市においては、男性で2020年（令和2年）に60歳代、2021年（令和3年）に20～30歳代が感染拡大前よりも多くなっています。女性では2020年（令和2年）に20～30歳代、2021年（令和3年）には20～30歳代、40～50歳代が感染拡大前よりも多くなっています。特に男性の20～30歳代については、2021年（令和3年）に感染拡大前より2.8人多くっており、対策が必要であると考えられます。（表4、図12）

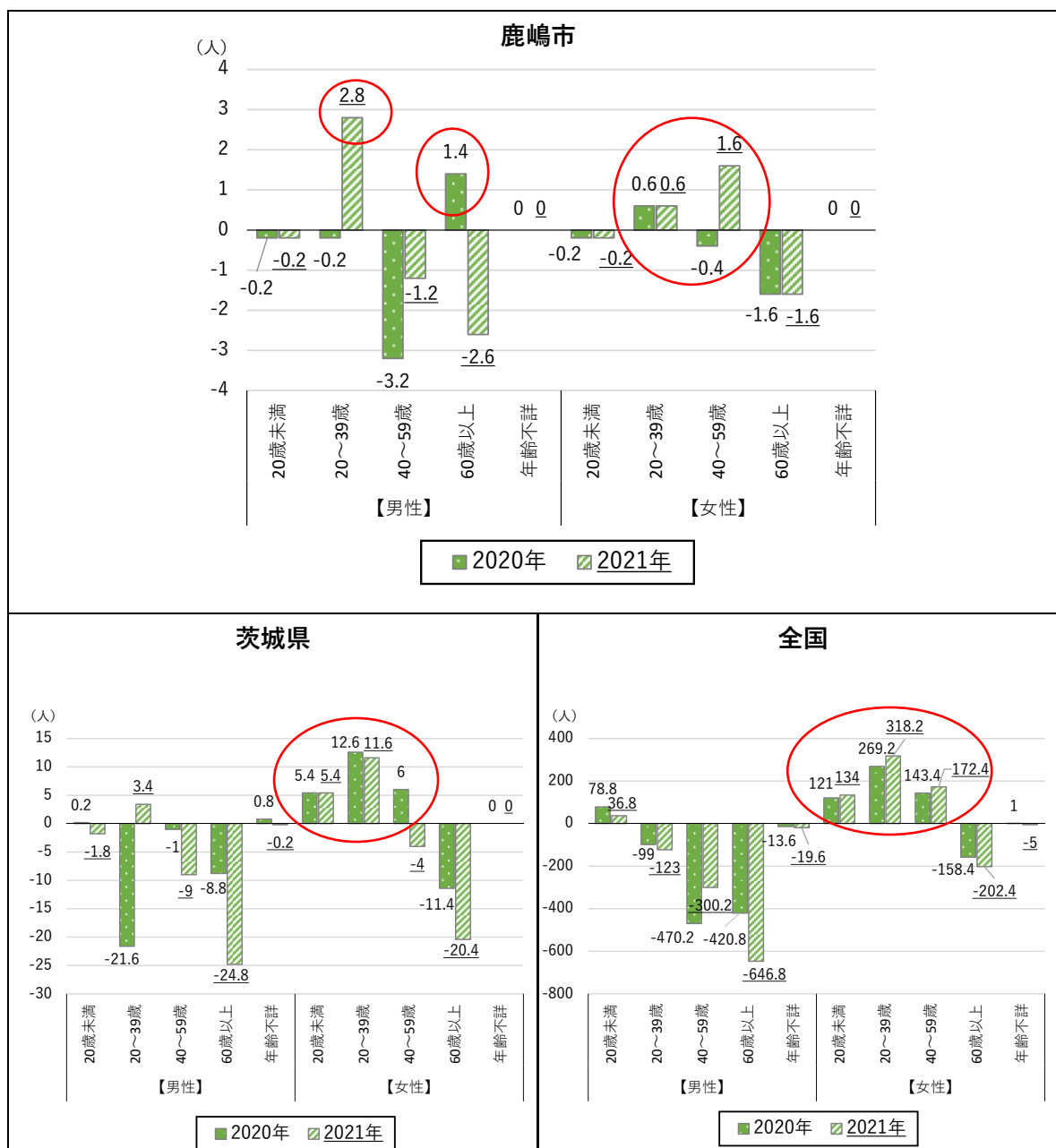
また、県や全国の状況をみると、男性では2020年・2021年ともに、概ね感染拡大前より減少していますが、女性では20歳未満、20～30歳代、40～50歳代で、感染拡大前より概ね増加しており、特に20～30歳代の増加が顕著になっています。コロナ禍では、家庭生活や職業の場等の様々な場面で大きな影響を受けた女性への自殺対策も急務とされています。（図12）

表4 2020・2021年自殺者数と感染症拡大前5年平均自殺者数との差【年齢別】

	男女別	年齢階級	感染症拡大前 5年平均	平均との差	
				2020年	2021年
全国	【男性】	20歳未満	387.2	78.8	36.8
		20～39歳	3592	-99	-123
		40～59歳	5251.2	-470.2	-300.2
		60歳以上	5556.8	-420.8	-646.8
		年齢不詳	51.6	-13.6	-19.6
	【女性】	20歳未満	190	121	134
		20～39歳	1322.8	269.2	318.2
		40～59歳	1998.6	143.4	172.4
		60歳以上	3098.4	-158.4	-202.4
		年齢不詳	7	1	-5
茨城県	【男性】	20歳未満	9.8	0.2	-1.8
		20～39歳	91.6	-21.6	3.4
		40～59歳	119	-1	-9
		60歳以上	127.8	-8.8	-24.8
		年齢不詳	0.2	0.8	-0.2
	【女性】	20歳未満	4.6	5.4	5.4
		20～39歳	23.4	12.6	11.6
		40～59歳	37	6	-4
		60歳以上	71.4	-11.4	-20.4
		年齢不詳	0	0	0
鹿嶋市	【男性】	20歳未満	0.2	-0.2	-0.2
		20～39歳	2.2	-0.2	2.8
		40～59歳	4.2	-3.2	-1.2
		60歳以上	3.6	1.4	-2.6
		年齢不詳	0	0	0
	【女性】	20歳未満	0.2	-0.2	-0.2
		20～39歳	0.4	0.6	0.6
		40～59歳	0.4	-0.4	1.6
		60歳以上	1.6	-1.6	-1.6
		年齢不詳	0	0	0

出典：自殺総合対策推進センター 地域自殺実態プロファイル 2022

図12 2020・2021年自殺者数と感染症拡大前5年平均自殺者数との差



出典：自殺総合対策推進センター 地域自殺実態プロファイル 2022

6 支援が優先される対象群

地域自殺実態プロファイル 2022 によると、2017 年（平成 29 年）～2021 年（令和 3 年）の 5 年間に於ける本市の自殺の特性として、男性の 20～30 歳代、40～50 歳代の有職者が上位となっています。20～30 歳代では職場の人間関係やパワーハラスメントなど仕事の悩みが引き金となりうつ状態を引き起こし、40～50 歳代では配置転換から過労、仕事の失敗などを引き起こし、自殺のリスクが高まったことなどが背景にある要因として考えられます。（表 5）

一方で、男性の 60 歳以上の無職者も上位に入っており、この背景には、失業（退職）と死別などから将来を悲観するケースや、失業（退職）から生活苦、介護の悩みなどが連鎖することにより、うつ状態を引き起こし、自殺のリスクが高まったことが背景にあると考えられます。

なお、本市において、20 歳未満の自殺は少ない状況にあるものの、次代を担う若者の命をどう守るかは大変重要です。

これらのことから、今後、本市においては、「子ども・若者」「勤務・経営」「高齢者」「生活困窮者」に関する施策について、重点的に取り組む必要があります。

表5 鹿嶋市の主な自殺者の特徴（2017～2021 年合計）

自殺者の特性 上位 5 区分	自殺者数 (5 年計)	割合	自殺死亡率 (10 万対)	背景にある主な自殺の危機経路 ^{注3}
1 位：男性 20～39 歳 有職同居	7	14.9%	30.0	職場の人間関係／仕事の悩み(ブラック企業)→ パワハラ＋過労→うつ状態→自殺
2 位：男性 60 歳以上 無職独居	6	12.8%	85.3	失業（退職）＋死別・離別→うつ状態→将来生 活への悲観→自殺
3 位：男性 40～59 歳 有職独居	5	10.6%	70.8	配置転換（昇進/降格含む）→過労＋仕事の失 敗→うつ状態＋アルコール依存→自殺
4 位：男性 60 歳以上 無職同居	5	10.6%	17.0	失業（退職）→生活苦＋介護の悩み（疲れ）＋ 身体疾患→自殺
5 位：男性 40～59 歳 有職同居	5	10.6%	15.1	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み＋仕 事の失敗→うつ状態→自殺

出典：自殺総合対策推進センター 地域自殺実態プロファイル 2022

注 1 「自殺総合対策推進センター」：2016 年（平成 28 年）に改正した自殺対策基本法の理念と趣旨に基づき、自殺対策の PDCA サイクルに取り組むための根拠の提供及び地域の自殺対策を支援する機能を強化することを目的に発足しました。

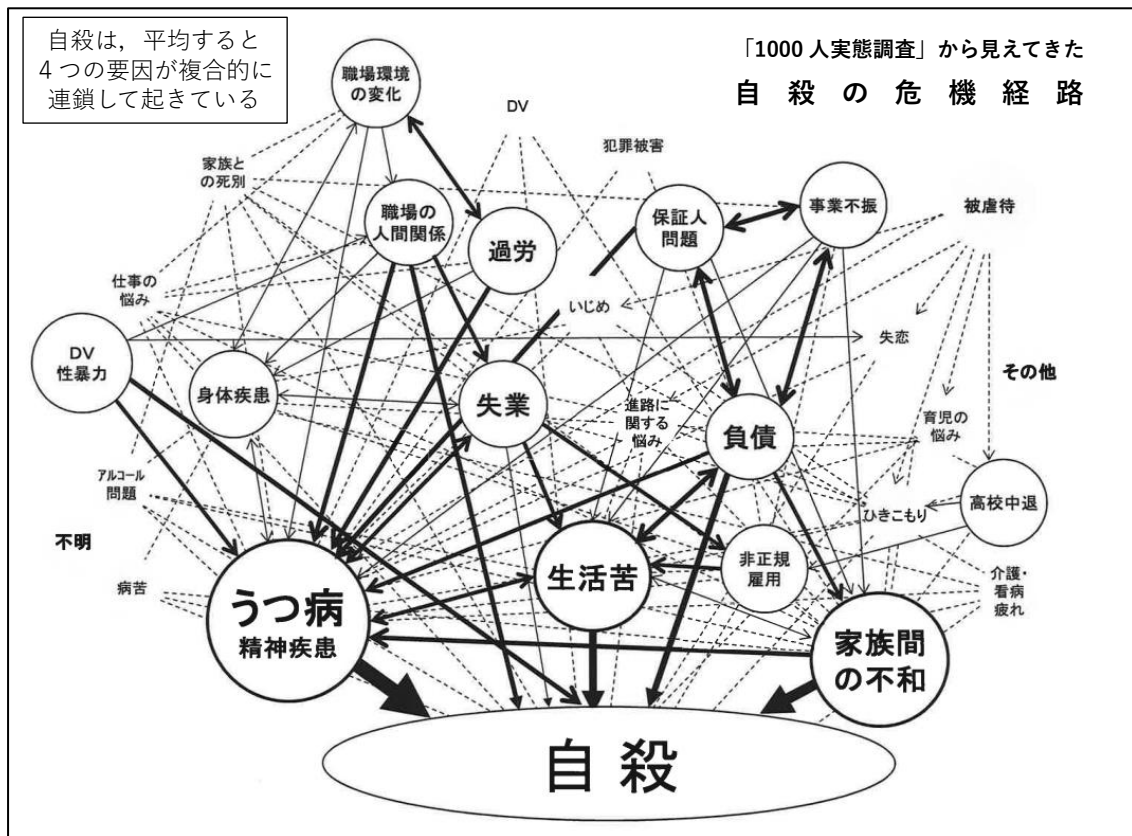
注 2 「地域自殺実態プロファイル」：地域の自殺実態を明らかにするため、自殺総合対策推進センターが、国勢調査や人口動態統計調査等に基づき、自治体ごとの自殺者数や自殺率、関連する地域特性を、グラフなどを用いて作成したものです。

注3「背景にある主な危機経路」：NPO 法人ライフリンクが行った 500 人以上の自殺で亡くなった方についての実態調査から、自殺は、平均すると 4 つの要因が連鎖して引き起こされており、それらの要因の連鎖のプロセス（自殺の危機経路）は、性、年代、職業等の属性によって特徴が異なることが明らかになりました（詳細は自殺実態白書 2013（NPO 法人ライフリンク））。

これを参考に表5の「背景にある主な自殺の危機経路」は、それぞれのグループが抱え込みやすい要因とその連鎖のうちの主なものが記載されていますが、自殺者の特性別に見て代表的と考えられる経路の一例が示されており、記載の経路が唯一のものではないことに留意が必要です。

自殺の危機経路とは、NPO 法人ライフリンクが行った自殺の実態調査から見てきた自殺に至るプロセスです。丸の大きさは要因の発生頻度を表しています。丸が大きいほど、その要因が抱えられていた頻度が高いということです。また、矢印の太さは、要因と要因の連鎖の因果関係の強さを表しています。（図13）

図13 自殺の危機経路



出典：NPO 法人ライフリンク「自殺の危機経路」

7 意識調査結果

第2次鹿嶋市自殺対策計画を策定するにあたり、「こころの健康に関する市民意識調査」を実施しました。

(1) 調査の目的

市民の誰もが「自殺」に追い込まれることのない地域を目指し、第2期の自殺対策計画策定の基礎資料とするため、市民に対し、普段の生活実態やこころの健康状態に関する調査を実施することとしました。

(2) 調査の対象及び配布・回収方法

市民の方々からのご意見を幅広く反映するため、調査対象及び配布・回収方法等については、次のように設定しました。

- 調査対象： 市内にお住まいの18歳以上の市民の方3,000人を無作為に抽出
- 配布方法： 郵送（二次元バーコード付きの調査票を配布）
- 回収方法： 郵送及びインターネット
- 調査期間： 2023年（令和5年）10月初旬～2023年（令和5年）10月末

(3) 回収状況

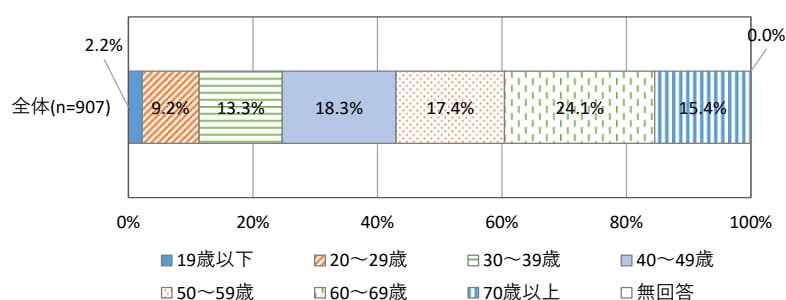
調査の回収率は、次のようになっています。（表6）

表6 回収状況

配布数	3,000		
回収数（回収率）	907		（ 30.2%）
内訳	郵送（割合）	705	（ 77.7%）
	インターネット（割合）	202	（ 22.3%）

回答者については、幅広い世代から回答を得ています。（図14）性別では男性が約4割、女性が約6割で、女性からの回答が多くなっています。

図14 回答者の年齢【SA】



(4) 調査結果の概要

①日常生活や人間関係について

「現在穏やかな気持ちで、生活できているか」について年齢別にみると、『できている』割合（「できている」「どちらかといえばできている」の合計）は、全体的に6割以上であるものの、40歳代が最も低く、次いで50歳代、30歳代が低くなっています。（図15）

また、「暮らしの経済状況」について年齢別にみると、『余裕がない』割合（「全く余裕がない」「あまり余裕がない」の合計）は、30歳代で最も高く、次いで40歳代、50歳代が高くなっており、30～50歳代で日常生活上困難な状況が起きやすい背景がうかがえます。（図16）

図15 現在、穏やかな気持ちで、生活できていますか【SA】

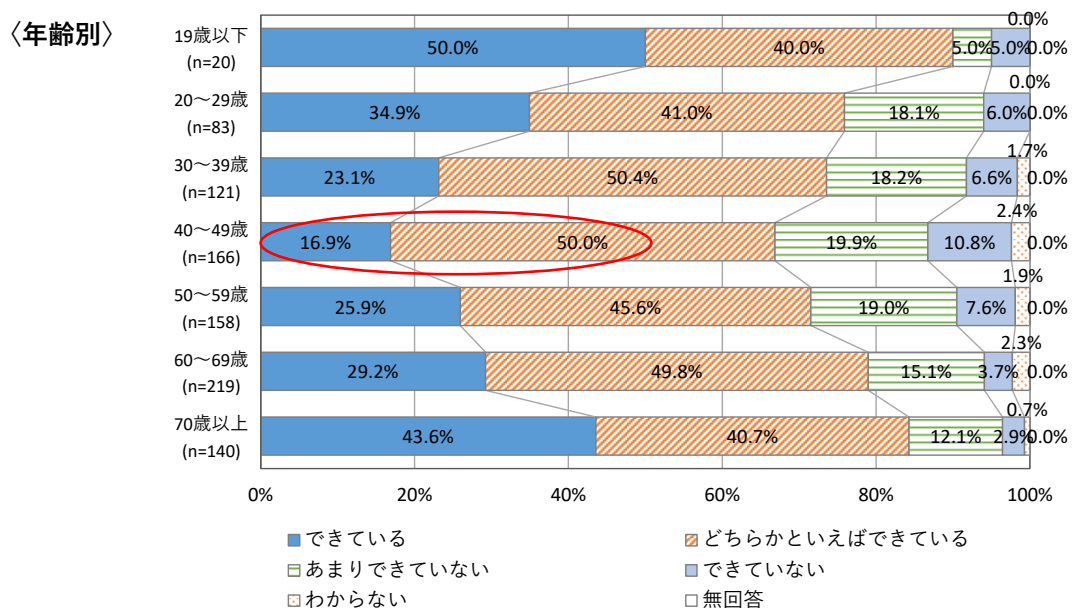
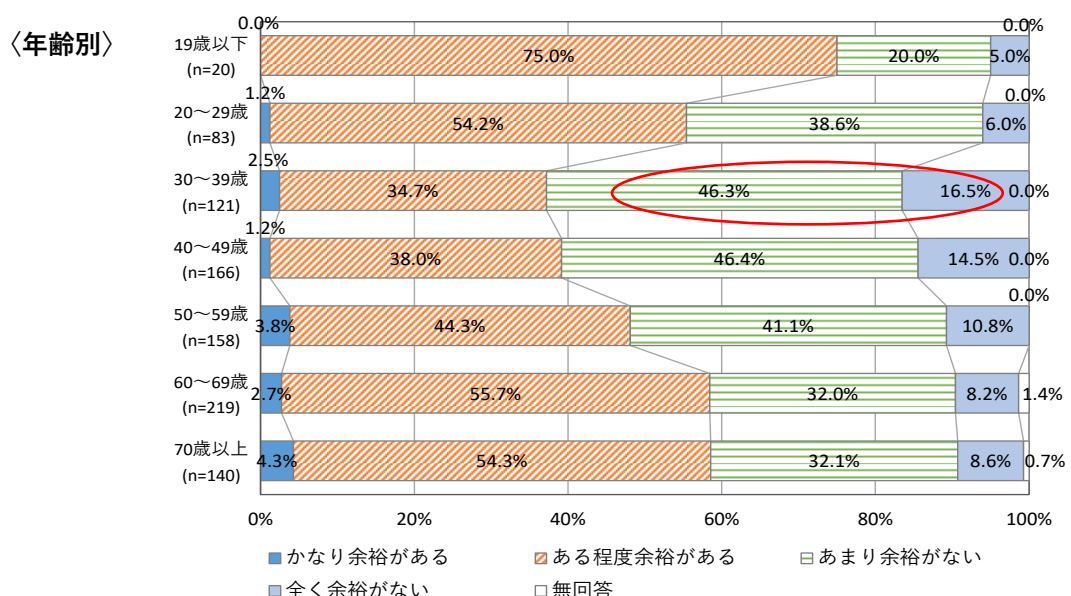


図16 現在の暮らしの経済的状況はいかがですか【SA】



②ストレスや悩みについて

「周りで、日頃、悩みや苦勞、ストレス、不満を感じている人がいるか」について、『いる』割合（「たくさんいる」「多少はある」の合計）が7割となっており、多くの人が普段からストレスや悩みを抱えている状況がうかがえます。（図 17）

また、「日頃、ストレス、不満を感じることがあるか」についてそれぞれの項目をみると、『ある』割合（「大いにある」「たまにある」の合計）は、「病気など健康の問題」が最も高く、次いで「家庭の問題」、「経済的な問題」、「勤務関係の問題」となっています。（図 18）

図17 周りで、日頃、悩みや苦勞、ストレス、不満を感じている人はいますか。

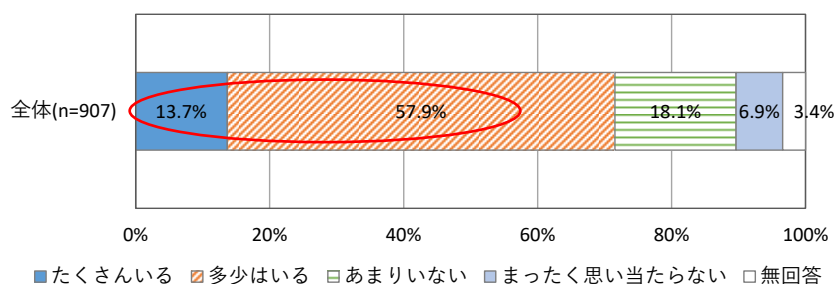
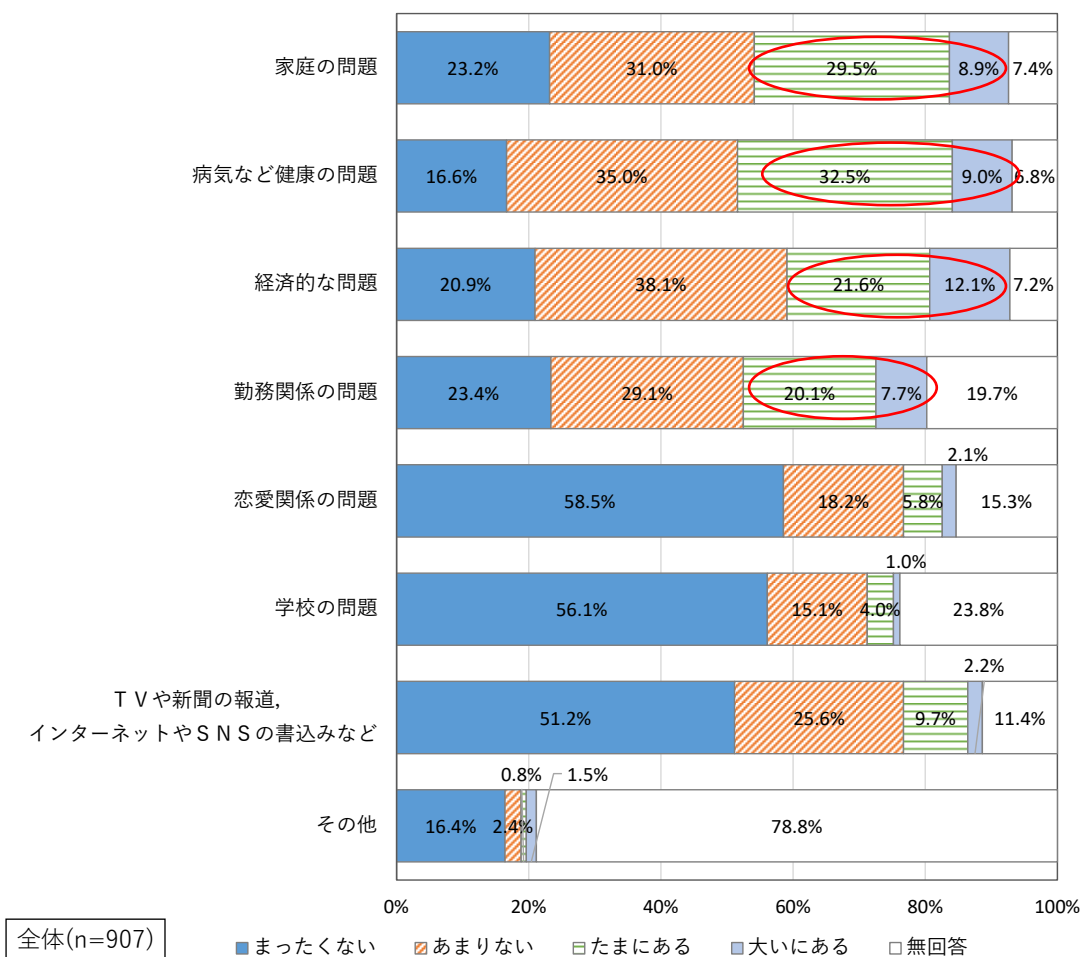


図18 日頃、ストレス、不満を感じることがありますか【SA】



全体(n=907)

③悩みを抱えたときの相談について

「自分の不満や悩み、つらい気持ちを受け止めてくれる人はいるか」について、性別でみると、『いる』割合（「たくさんいると思う」「多少はいると思う」の合計）が、男性の方が2割ほど低くなっています。年齢別にみると、年齢が上がるほど『いる』割合は低くなっています。（図19）

また、「誰かに相談したり、助けを求めたりすることにためらいを感じるか」については、『感じる』割合（「大いに感じる」「多少感じる」の合計）は、性別では大きな差はないものの、全年代において、5割から6割の方がためらいを抱えていることがうかがえます。（図20）

図19 自分の不満や悩み、つらい気持ちを受け止めてくれる人はいると思いますか【SA】

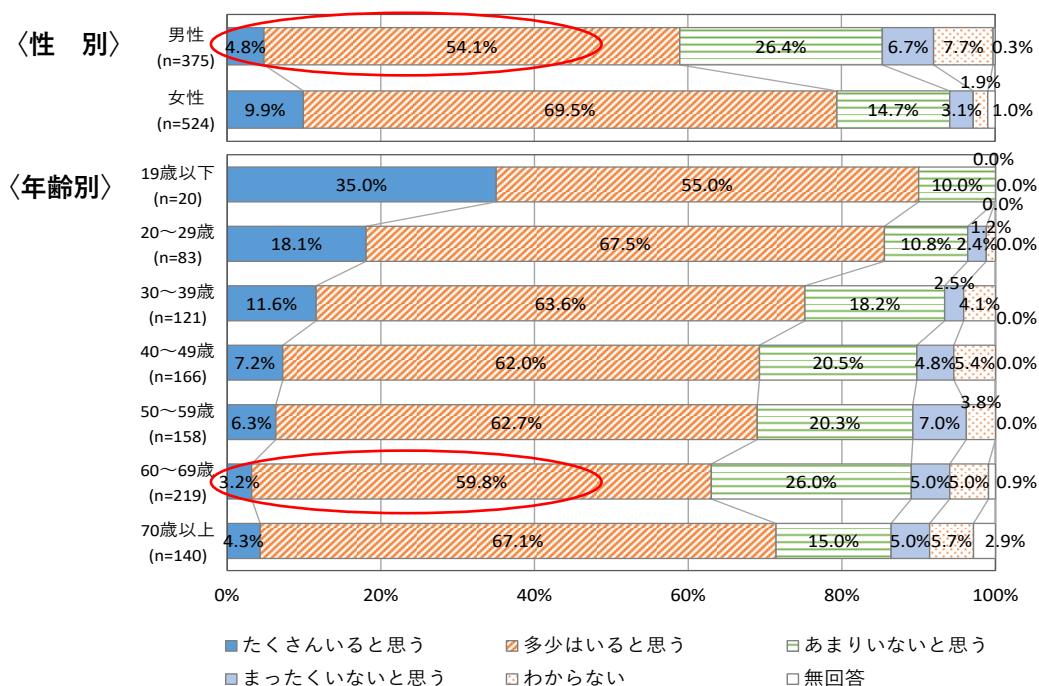
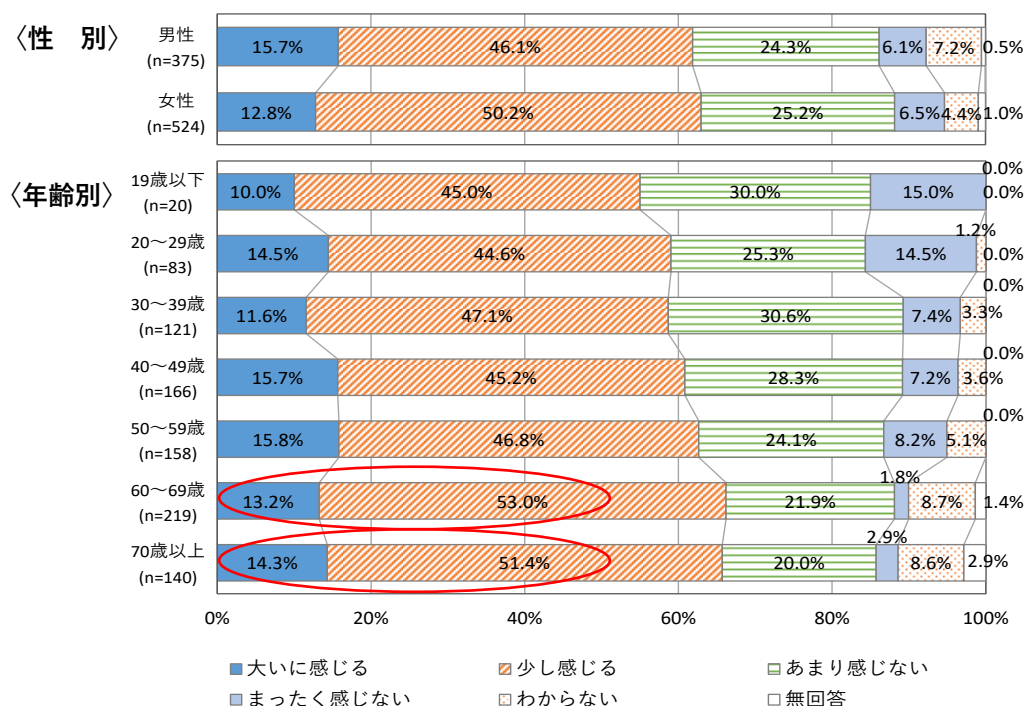


図20 誰かに相談したり、助けを求めたりすることにためらいを感じますか【SA】



「自身の悩みに気づいたとき、どのように対処するか」については、「家族や友人、親族等の身近な人に相談する」が約7割で最も多く、次いで「インターネットで解決策を調べる」が4割となっており、ネットが悩みの解決にも重要なアイテムとなっています。(図21)

また、『自身のうつ病のサイン』に気づいたとき、どの専門の相談窓口を利用したいかについては、「精神科や心療内科等の専門の医療機関」が5割以上で最も多く、専門の医療機関が少ない中で、如何にしてそれらの機関につなげていけるかが重要となると考えられます。(図22)

図21 自身の悩みに気づいたとき、どのように対処するか【MA】

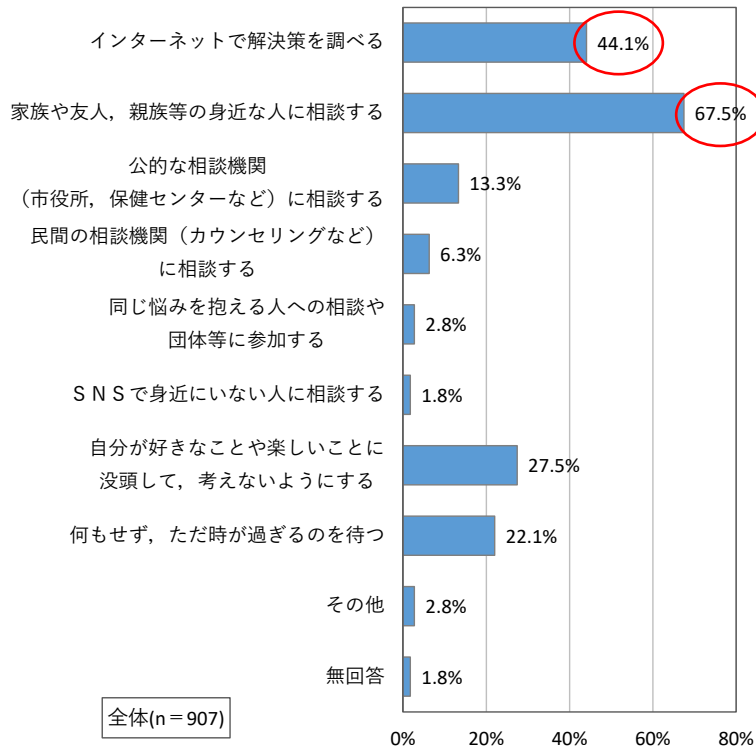
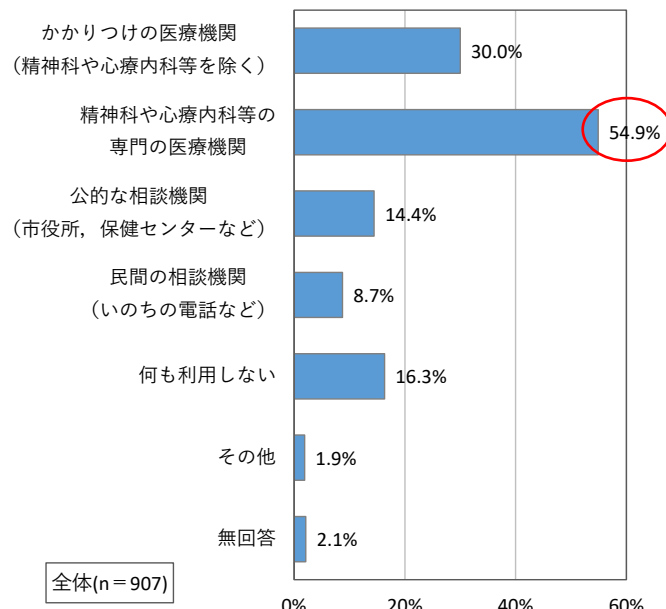


図22 自身の『うつ病のサイン』に気づいたとき、どの専門の相談窓口を利用したいと思いますか【MA】



④新型コロナウイルス感染症の流行に伴う変化について

「新型コロナウイルス感染症流行以降、自身や身近な人の心情や考えに変化あったか」については、『あった』割合（「大きな変化があった」「少し変化があった」の合計）は、全体の5割を超えており、半数以上の人の心情や考え方に変化があったことがうかがえます。（図23）

また、「自身に具体的にどのような心情の変化があったか」をみると、「感染対策を過剰に意識するようになり、ストレスを感じた」が最も多く、次いで「不安を強く感じるようになった」が多くなっています。また、家で過ごす時間が増えたことにより「家族と過ごす時間の大切さを再認識した」人が多い一方で、「家族以外の人とのつながりが少なくなり、孤独を感じた」人も多く、人とのつながりがコロナ禍前以上に重要となっていると考えられます。（図24）

図23 新型コロナウイルス流行以降、自身や身近な人の心情や考えに変化がありましたか【SA】

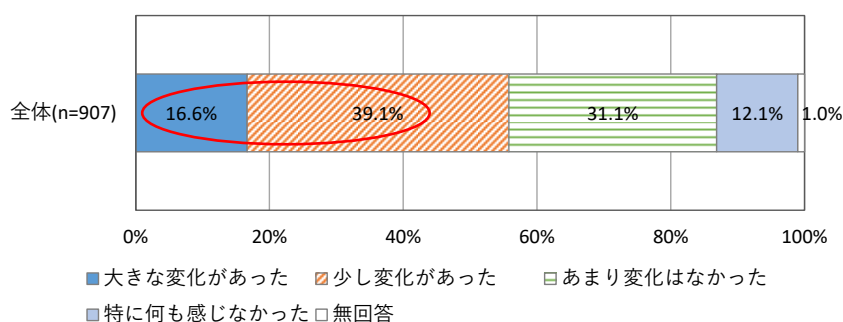
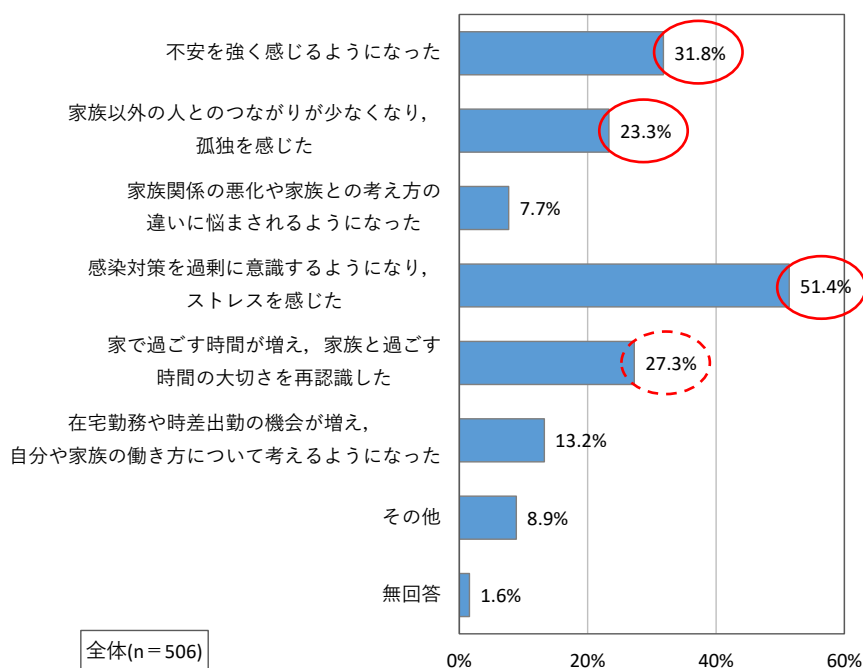


図24 （変化があった人）自身に具体的にどのような心情の変化がありましたか【MA】



⑤ 自殺対策や予防について

「鹿嶋市の自殺対策の取組みで知っているもの」については、「どれも知らない」が7割で、まずは取組みの周知が重要となっています。知っている取組みの中で最も多いのは「広報、ホームページによる相談先の周知」で、約2割となっています。(図25)

年齢別にみると、「どれも知らない」割合は、50歳代以下で7～8割と高くなっており、日常生活上困難な状況が起きやすい背景をもつ現役世代に対して、どのように自殺を予防する情報や相談窓口を周知していけるかが今後重要と考えられます。(図26)

図25 鹿嶋市の自殺対策の取組みで知っているものは何ですか【MA】

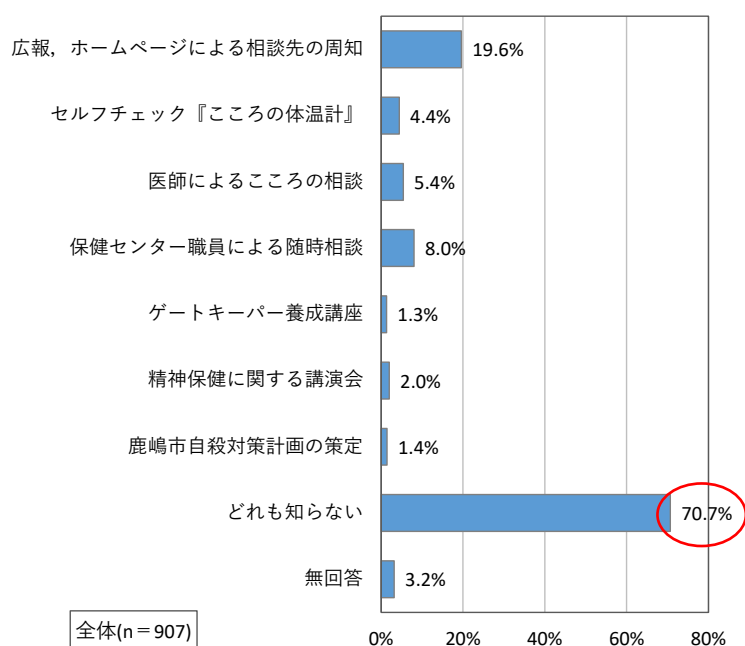


図26 鹿嶋市の自殺対策の取組みで知っているものは何ですか【MA】

〈年齢別〉

	19歳以下 (n=20)	20～29歳 (n=83)	30～39歳 (n=121)	40～49歳 (n=166)	50～59歳 (n=158)	60～69歳 (n=219)	70歳以上 (n=140)
広報、ホームページによる相談先の周知	15.0%	8.4%	11.6%	12.0%	20.3%	27.9%	29.3%
セルフチェック『こころの体温計』	5.0%	1.2%	6.6%	4.8%	6.3%	3.7%	2.9%
医師によるこころの相談	0.0%	3.6%	8.3%	3.6%	6.3%	5.0%	6.4%
保健センター職員による随時相談	5.0%	8.4%	10.7%	6.6%	8.2%	7.3%	8.6%
ゲートキーパー養成講座	0.0%	1.2%	2.5%	0.6%	2.5%	0.9%	0.7%
精神保健に関する講演会	0.0%	2.4%	0.8%	1.2%	2.5%	3.2%	1.4%
鹿嶋市自殺対策計画の策定	0.0%	1.2%	2.5%	0.6%	1.3%	1.8%	1.4%
どれも知らない	80.0%	84.3%	74.4%	80.1%	72.2%	63.9%	55.7%
無回答	0.0%	1.2%	0.0%	2.4%	0.6%	3.7%	10.7%

「自殺対策は自分自身に関わる問題だと思うか」については、性別でみると『そう思う』割合（「そう思う」「どちらかといえばそう思う」の合計）は男性が高く、年齢別では、年齢が下がるほど『そう思う』割合が高く、若い年代への自殺対策が重要になっています。（図27）

また、「最も相談しやすいと思う手法」については、女性では「相手の顔は見えない」状態の回答も多くなっています。年齢別では年代が下がるほど「SNSのチャット等で」といった回答が多く、女性や若い年代の相談しやすい手法を工夫していく必要があります。（図28）

図27 自殺対策は自分自身に関わる問題だと思いますか【SA】

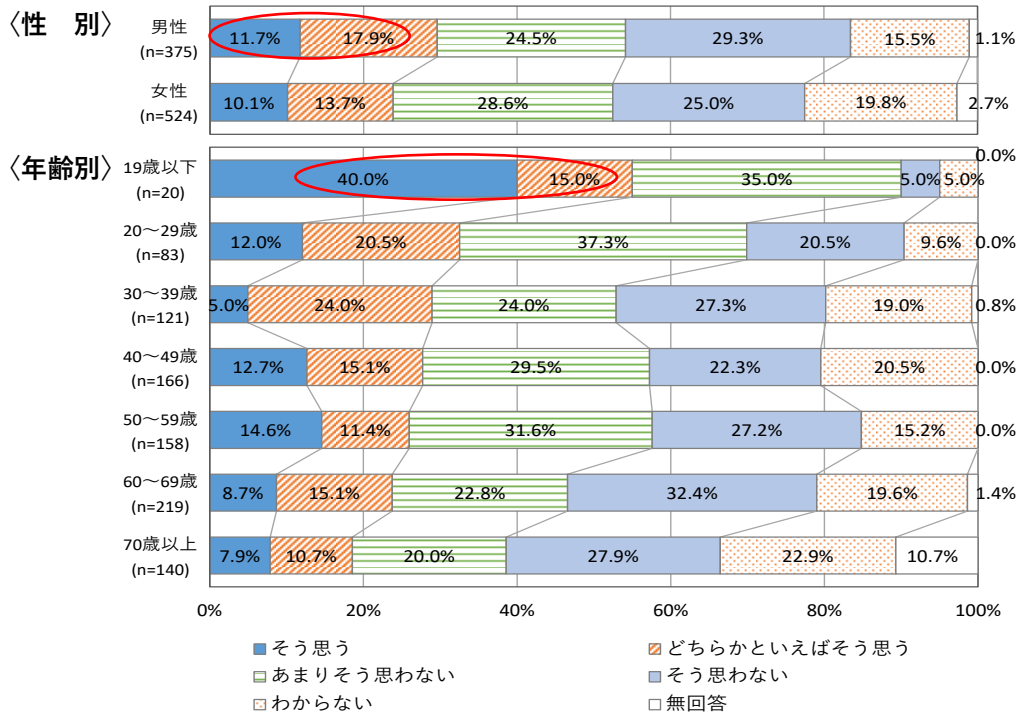
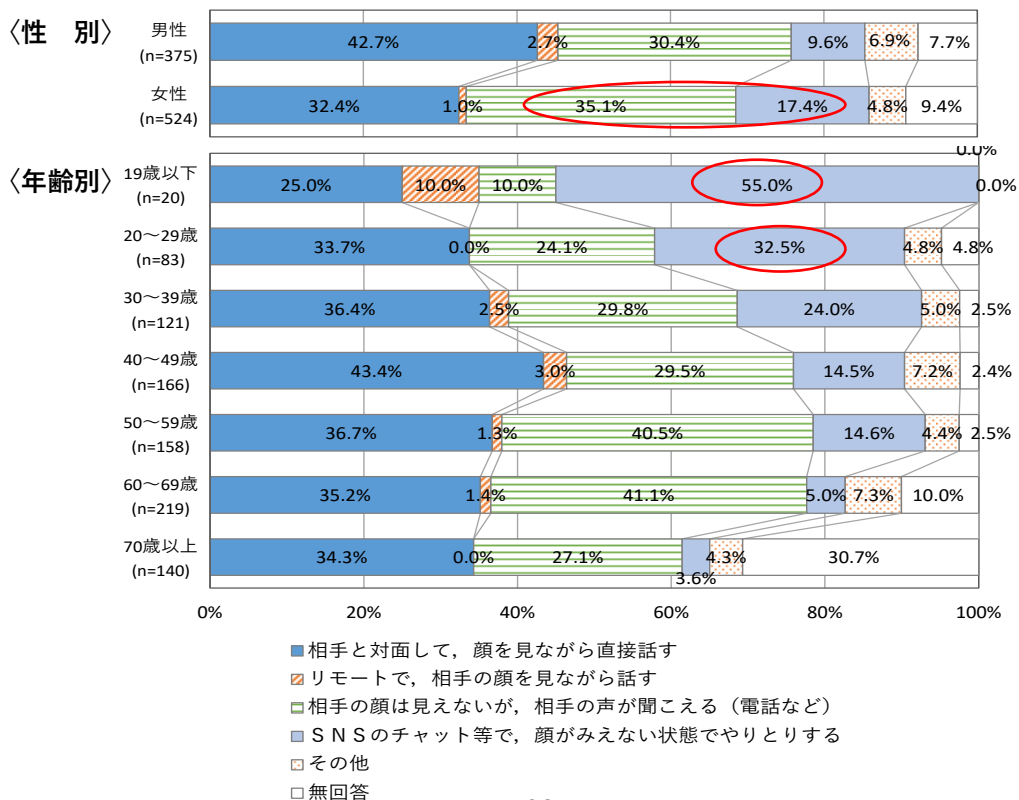


図28 仮に自殺やそれに近いことを考えたとき、最も相談しやすいと思う手法は何ですか【SA】



第3章 鹿嶋市の自殺対策における取組み

第3章 鹿嶋市の自殺対策における取組み

1 基本方針

令和4年10月に閣議決定された新たな自殺総合対策大綱を踏まえて、第2次計画では以下の6点を、自殺対策における基本方針とします。

(1) 生きることの包括的な支援として推進する

世界保健機関（WHO）は「自殺は、その多くが防ぐことのできる社会的な問題」と明言しているように、自殺は社会の努力で避けることのできる死であるというのが、世界の共通認識であり、自殺対策を、生きることの包括的な支援として、社会全体の自殺リスクを低下させるとともに、一人ひとりの生活を守るという姿勢で展開するものとします。

この考え方は、「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標であるSDGsの理念と合致するものであることから、自殺対策は、SDGsの達成に向けた政策としての意義も持ち合わせるものです。

個人においても地域においても、自己肯定感や信頼できる人間関係、危機回避能力等の「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」より、失業や多重債務、生活困窮等の「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」が上回ったときに、自殺リスクが高まります。

そのため自殺対策は、「生きることの阻害要因」を減らす取組みに加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組みを行い、双方の取組みを通じて自殺リスクを低下させる方向で推進する必要があります。地域における「生きる支援」に関するあらゆる取組みを総動員して、まさに「生きることの包括的な支援」として推進することが重要です。

(2) 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む

自殺に追い込まれようとしている人が、地域で安心して生活を送れるようにするには、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含んだ様々な取組みが重要です。また、このような取組みを包括的に実施するためには、様々な分野の関係者や組織等が緊密に連携する必要があります。

今後、連携の効果をさらに高めるため、様々な分野の生きる支援にあたる関係者が、それぞれの一翼を担っているという意識を共有することが重要です。特に、地域共生社会の実現に向けた取組みや生活困窮者自立支援制度、精神保健医療福祉施策のほか、孤独・孤立対策との連携を高めていくことにより、効率的かつ効果的に施策を展開することが重要です。

また、全国的な子どもの自殺者数の増加傾向に対し、子どもの自殺対策を強力に推進することが必要であり、関係機関や民間団体等との緊密な連携を図っていくことが必要です。

(3) 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる

自殺対策は、対応の段階に応じて、次の3つのレベルに分けることができます。まず、自殺のリスクを抱えた個人等に支援を行う「対人支援のレベル」、次に、支援者や関係機関同士の連携を深めていくことで、支援の網の目からこぼれ落ちる人を生まないようにする「地域連携のレベル」、そして、支援制度の整備等を通じて、人を自殺に追い込むことのない地域社会の構築を図る人を自殺に追い込むことのない地域社会の構築を図る「社会制度のレベル」です。

社会全体の自殺リスクにつながり得る、効果的な対策を講じるためには、関係者の協力を得ながら、それぞれのレベルにおける取組みを、総合的に推進していくことが重要です。

(4) 実践と啓発を両輪として推進する

令和3年8月に厚生労働省が実施した意識調査によると、国民のおよそ10人に1人が「1年以内に自殺を考えたことがある」と回答しており、コロナ禍を考慮しても、自殺の問題は誰もが当事者となり得る重大な問題となっています。自殺に追い込まれるという危機は、「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景は未だに十分に理解されていない実情があります。危機に陥った場合には、誰かに援助を求めることが適当であるということが、地域全体の共通認識となるように、積極的に普及啓発を行う必要があります。

全ての市民が、身近な人が自殺を考えていると感じた際には、早期に精神科医等の専門家につなぐとともに、そうした専門家と協力しながら見守っていけるよう、広報活動、教育活動等に取り組んでいくことが重要です。

(5) 関係者の役割を明確化し、その連携・協働を推進する

「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するためには、国や他の市町村、関係団体、民間団体、企業、そして市民一人ひとりが連携・協働し、一体となって自殺対策を推進していく必要があります。

地域においては、行政、民間団体の相談窓口及び相談者の抱える課題に対応する制度や事業を担う支援機関とのネットワーク化を推進し、必要な情報の共有が可能となる地域プラットフォームづくりを支援するとともに、地域プラットフォームが相互に協力するための地域横断的なネットワークづくりを推進していくことが必要です。

(6) 自殺者等の名誉及び生活の平穩に配慮する

第2次計画では、基本方針の柱の1つに「自殺者等の名誉及び生活の平穩に配慮する」ことを追加します。自殺対策基本法第9条において、「自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穩に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない」と定められていることを踏まえ、このことを改めて認識して自殺対策に取り組むものとします。

2 施策体系

本市の自殺対策は、大きく3つの施策群で構成することとします。

すべての市町村が共通して取り組むべきとされている「基本施策」と、鹿嶋市の自殺の実態を踏まえてまとめた「重点施策」、さらに、その他の事業をまとめた「生きる支援の関連施策」です。

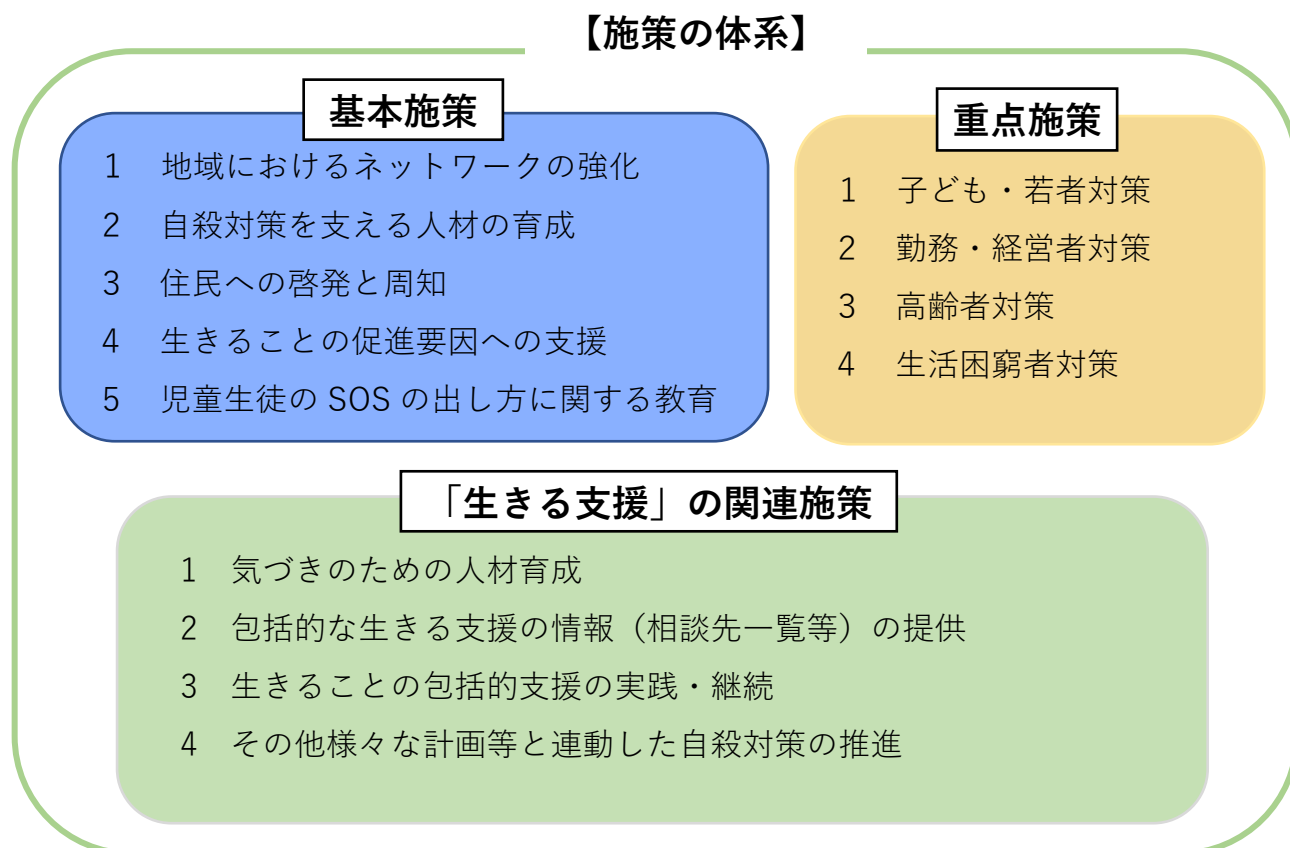
「基本施策」は、「地域におけるネットワークの強化」や「自殺対策を支える人材の育成」など、地域で自殺対策を推進する上で欠かすことのできない基盤的な取組みで、自殺総合対策推進センターが提示した2017年（平成29年）12月版の地域自殺対策政策パッケージに基づくものです。

一方、「重点施策」は、「地域自殺実態プロファイル 2022」において、本市の自殺者の特性を踏まえ優先課題となり得る「重点パッケージ」として示されている「子ども・若者」「勤務・経営」「高齢者」「生活困窮者」について、重点的に取り組む施策を設定します。

また、生きる支援の関連施策は、本市において既に行われている様々な事業を、自殺対策と連携して推進するために、取組みの内容ごとに分類した施策群です。

この施策の体系により、本市の第2次自殺対策計画として「生きることの包括的な支援」を推進していきます。（図29）

図29 本計画の施策の体系



3 基本施策

基本施策とは、地域で自殺対策を推進する上で欠かすことのできない基盤的な取組みであり、「地域におけるネットワークの強化」「自殺対策を支える人材の育成」「住民への啓発と周知」「生きることの促進要因への支援」「児童生徒の SOS の出し方に関する教育」の5つであり、基本的には第1次計画の基本施策を継続して設定します。

これらの施策それぞれを強力に、かつこれらを連動させて総合的に推進することで、本市における自殺対策の基盤を強化します。

<基本施策1>地域におけるネットワークの強化

「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するため、行政や関係団体、民間団体、企業、市民等が連携・協働して自殺対策を総合的に推進することが必要とされています。

自殺対策に特化したネットワークや会議の開催のみではなく、他の事業を通じて既に地域に展開されているネットワーク等と具体的な連携を図り、自殺対策活動の強化につなげます。

取組み	内容【担当課】
地域連携促進事業	自治会加入を促進し、孤独などを防ぎ、困りごとなどの相談ができるよう地域コミュニティづくりを推進します。【地域づくり推進課】
防災対策事業	各種防災訓練等をとおして市民、地域、行政、防災関係機関と連携し、防災体制の強化を図ります。また災害からの被害をできる限り少なく抑えるために、自助、共助、そしてご近所の取組みを推進し、地域の防災力を高めます。【交通防災課】
地域防犯活動の促進事業	鹿嶋地区防犯協会や鹿嶋市自警団連絡協議会等の防犯団体と連携して、地域ぐるみの防犯活動を推進します。【交通防災課】
保幼小連携事業	希望や目標をもって小学校に入学する子どもたちが、学校生活にスムーズに移行できるよう、保育園、幼稚園、小学校で積極的な連携を図ります。【教育指導課】
地域福祉推進事業	地域福祉計画に基づき、地域共生社会の実現と重層的支援体制整備、地域包括支援の充実を目標に掲げ、それらの実現に向けて計画を推進するとともに、地域福祉推進会議を開催し、各関連事業の進捗状況の管理を行います。【生活福祉課】

取組み	内容【担当課】
地域自立支援協議会の開催	医療・保健・福祉・教育及び就労等に関係機関で構成される協議会を開催し、障がい福祉事業への理解を深めるとともに、福祉サービスの見込量等の検討を進め、地域の中で安心して暮らせるよう障がい者の自立支援等を推進します。【生活福祉課】
健康増進計画推進事業	健康増進計画を推進するとともに、健康づくり推進協議会を開催・運営します。【保健センター】
鹿嶋市シニアクラブ連合会	高齢者が自主的に組織・運営する任意団体として、健康づくり・生きがいづくり活動に取り組みます。【社会福祉協議会】
地域福祉推進委員	ひとり暮らし高齢者の見守り活動や、地区住民活動の支援を行います。【介護長寿課】
ファミリー・サポート・センター	地域で子育てを援助してもらいたい人と協力したい人が会員となり、保護者が仕事や通院などの際に子どもを預けたり、保育施設、学校、習い事の送迎も頼んだりできるサービス（有料）を実施します。【社会福祉協議会】
ボランティア推進事業（ボランティアセンター）	地域住民のボランティア活動に対する理解と関心を高め、組織的にボランティアの育成や多様なボランティアを支援し、近所の助け合いによるボランティア活動を推進し、地域の活性化を図ります。【社会福祉協議会】
福祉相談事業	年6回の無料法律相談を開催します。【社会福祉協議会】
地域サロン活動推進事業	地区の集会所などを会場に、その地域の人が気軽に立ち寄れるサロンを開催します。定期的を開催することで人との交流を生み出し、仲間づくりや健康づくり、生きがいづくりにつなげます。【社会福祉協議会】
生活支援体制整備事業	住民が主体となって地域課題について話し合い、支え合い活動につなげていく体制づくりができるよう支援を充実していきます。【介護長寿課】

<基本施策2> 自殺対策を支える人材の育成

自殺対策では、様々な悩みや生活上の困難を抱える人に対する早期の「気づき」が重要であり、「気づき」のための人材育成の方策を充実させる必要があります。

本市では保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連分野の専門家や関係者だけでなく、市職員や市民等を対象にした研修を開催することで、地域のネットワークの担い手・支え手となる人材を引き続き育成します。

(1) 市民・団体・企業等を対象とする研修会

取組み	内容【担当課】
ゲートキーパー養成講座	民生委員、ボランティア団体、一般市民に対して、ゲートキーパー養成講座の受講の勧奨を行い、ゲートキーパーの必要性や役割の理解を図ります。【保健センター】

(2) 市職員等を対象とする研修会

取組み	内容【担当課】
ゲートキーパー養成講座	窓口対応や相談業務、徴収などを行っている職員や新規採用職員に対し、必要に応じて、支援へとつなぐ役割を担うことができるよう、ゲートキーパー養成講座の受講の勧奨を行います。【人事課／保健センター】

(3) 学校教育の場における人材育成

取組み	内容【担当課】
教職員人事・生徒指導研修・健全育成研修	児童生徒の不登校の未然防止、虐待の早期発見と適切な対応、いじめを含む問題行動の未然防止等を図るため、教育相談を含めた教職員の研修体制の充実を図ります。【教育指導課】

<基本施策3> 住民への啓発と周知

自殺に追い込まれるという危機は、「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい実情があり、社会全体の共通認識として、危機に陥った場合には誰かに援助を求められるよう、積極的に普及啓発を行う必要があります。

身近な人の自殺のサインに気づき、思いに寄り添い、声をかけ、必要に応じて専門家につなぎ、見守っていくという自殺対策における市民一人ひとりの役割等についての意識が共有されるよう、広報活動などを通じた啓発事業を展開します。

(1) 心の健康づくり・生きる支援についての知識の普及・啓発

取組み	内容【担当課】
自殺予防週間、自殺対策強化月間における啓発活動の推進	市の広報や回覧、ホームページ等を活用し、自殺予防週間、自殺対策強化月間を周知します。【保健センター】
自殺予防リーフレットの作成・配布	自殺予防のための意識啓発及び相談窓口の案内を兼ねたリーフレットを作成し、配布します。【保健センター】

(2) 市民向けの講演会の開催

取組み	内容【担当課】
精神保健に関する講座	精神疾患や心の健康づくりに関する正しい知識を普及させるため、精神科医や専門職による講演会を開催します。【保健センター】

(3) メディアを活用した活動

取組み	内容【担当課】
行政に関する情報提供・広報活動	市ホームページやエフエムかしま、SNS等の各種媒体を活用し、行政情報や生活情報の周知を図ります。【広報秘書課】
こころの体温計	市民が心の状態のセルフチェックを行い、必要な相談機関等の情報収集ができるよう、パソコンや携帯電話での「こころの体温計」（心の健康チェックシステム）を実施します。【保健センター】

<基本施策4> 生きることの促進要因への支援

自殺対策は、個人においても社会においても、「生きることの阻害要因」を減らす取組みに加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組みを行うことが必要です。

そのため、様々な分野において「生きることの促進要因」となる居場所づくりとともに、様々な課題を抱えた人々が少しでも生きやすくなるよう、相談や支援体制の充実に取組みます。

特に、我が国の女性の自殺者数は2020・2021年（令和2・3年）と増加し、コロナ禍において、女性の雇用問題やDV相談の増加などの課題が顕在化したことを受け、女性特有の支援に取組みます。

(1) 居場所づくり

取組み	内容【担当課】
学びをとおした地域づくり事業	市民の主体的な学習と実践活動を展開し、地域づくりを推進する中心的な役割を担うことが期待されている地区まちづくり委員会活動の支援に努め、活動の充実を図ります。また、社会環境の変化や地域課題の解決に向けた調査研究、実践活動に取り組みます。【中央公民館】
生涯学習事業	自発的意思に基づいて行われる自らを高める多様な学習機会、学習相談などの充実を図ります。また、それらの学習活動の成果が地域づくり活動に適切に活用され、市民一人ひとりの生きがいにつながるよう努めます。【中央公民館】
図書館管理事業	図書館資料の提供やレファレンス等において、誰もが気軽に来所しやすく、やすらぐことのできる場づくりに努めます。【中央図書館】
地域子育て支援センターの運営	乳幼児を持つ保護者が、集まって情報交換し、仲間作りができる場を提供し、子育てに関する不安軽減や解消が図れるように、子育てに関する相談や講演会等を実施します。【こども相談課】
世代間での交流促進	住民と共に考え行動する参画型イベントや幅広い世代が参加できるイベントを通じて、新たな人間関係の形成や地域コミュニティの活性化を支援します。【中央公民館】
児童発達支援事業・放課後等デイサービス	18歳未満の児童で心身に障がいや発達に遅れ等があるか、若しくはその可能性があると思われる児童とその保護者に対して、その育成と子育てを支援します。【総合福祉センター】
障害者就労支援事業	通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者に対して、就労の機会等を提供します。【総合福祉センター】

(2) 相談体制の充実と支援策・相談窓口情報の分かりやすい発信

取組み	内容【担当課】
住民への相談事業	市民の様々な相談を受付け、必要に応じて関係各課や各種専門機関等へつなげるようにします。【市民相談室】
徴収の緩和制度としての納税相談	病気や失業など、やむを得ない理由で納税が困難な市民の生活状況を聞き取り、納税方法などの相談に応じるとともに、必要に応じて、相談者に制度の利用等を勧めます。【収納課】
無料法律相談	生活上のトラブルを抱えた市民に対し、専門家への相談機会を提供するため法テラスや鹿嶋市社会福祉協議会が実施する無料福祉法律相談所の紹介のほか、相談内容に応じ、専門の相談機関につなげます。【市民相談室／社会福祉協議会】
商工相談	中小企業の様々な経営課題に対応して、各種の専門家を派遣し、解決まで継続して経営上のアドバイスを行い、事業者の経営力の向上を図ります。【商工観光課】
生活安定対策事業 (若年者の就労相談)	市内企業へ就職を希望する学生やU・I・Jターンを希望する就職希望者・転職希望者に対し、ハローワーク常陸鹿嶋や市内企業等と連携し、移住・就労説明会等を実施します。 【商工観光課】
農業相談	農業の様々な課題に対し、生産から流通・加工までの幅広い視点から、新規就農相談や経営相談などの指導・助言を行います。【農林水産課】
家庭児童相談員による相談支援事業	家庭における適正な児童養育、その他家庭児童の福祉の向上を図るための相談支援を行う家庭児童相談員を配置します。【こども相談課】
障がい者（児）相談支援事業	障がい児通所支援等の利用を希望される方に対して、障害児支援利用計画の作成とモニタリングを実施します。 また、障がい者（児）福祉に関して、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整などを行います。【総合福祉センター／生活福祉課】
民生委員・児童委員による相談支援	民生委員・児童委員による地域の相談や支援を実施します。【生活福祉課】
育児相談・健康相談	保健師または管理栄養士等が、育児や健康等について相談に応じます。【保健センター】
こころの健康に関する相談	専門医または保健師等が、こころの悩みをもつ本人または家族の相談に応じます。【保健センター】
相談窓口の周知	悩みがある際の相談場所の周知を行います。【保健センター】
行政に関する情報提供・広報活動【再掲】	市ホームページやエフエムかしま、SNS等の各種媒体を活用し、行政情報や生活情報の周知を図ります。【広報秘書課】

(3) 支援者に対する支援

取組み	内容【担当課】
障がい者講座・講習の開催	障がい者及び家族を対象に、障がいの態様別に講演会を開催します。【生活福祉課】
職員安全衛生管理事業	健診結果に基づく各種指導や健康相談、ストレスチェックを通じて、市職員の心身における健康の維持増進を図ります。【人事課】
学校職員安全衛生管理事業 学校職員ストレスチェック事業	教職員の健康診断やメンタルチェックを通じて、教職員の心身面の状態把握に努めるとともに、必要な場合は早期に適切な支援先につなげます。【総務就学課】
教職員人事・研修生活指導・健全育成研修	教職員向けの研修の実施を通じて、教職員のメンタルヘルスの状態把握に努めるとともに、必要な場合には早期に悩みを相談できるよう支援機関につなげるなど、教職員への支援の充実を図ります。【教育指導課】
過労自殺を含む過労死等の防止	健診結果要観察者及び希望者に対し、産業医、保健師の協力による医療健康相談を実施し、職場における過労死等の防止を図ります。【人事課】
長時間労働の是正	市職員において希望者に対し、産業医との面談を実施し、長時間労働や過重労働等の是正を図ります。【人事課】
ハラスメント防止対策	職場におけるハラスメントを防止するためには、正しい知識を身につけ、ハラスメントを起こさない環境・体制づくりを進めることが必要であり、市の全職員に対しハラスメント防止研修を実施します。【人事課】

(4) 女性特有の支援

取組み	内容【担当課】
子育て世代包括支援センター	妊娠・出産に不安を抱える妊産婦や、発育や発達・育児等に関する保護者の相談に対応し、適切な助言を行います。【保健センター】
伴走型相談支援事業	妊娠期から子育て期において支援を必要とする家庭に対し、地区担当保健師による個々に応じた継続的な支援を行います。【保健センター】
産婦健康診査	産後うつ予防や早期発見・早期介入を図る観点から、医療機関と連携し、産婦健康診査での心身の健康状態や生活環境等の把握を行い、産後の初期段階における支援に努めます。【保健センター】
産後ケア事業（アウトリーチ型）	産後に家族等から十分な支援が得られず、心身の不調や育児不安等を抱える母親とその子に対し、医療機関等において、助産師による指導・助言を行います。【保健センター】
産後ケア事業（ショートステイ型）	産後に家族等から十分な支援が得られず、心身の不調や育児不安等を抱える母親とその子に対し、医療機関等への宿泊機会の提供と助産師による指導・助言を行います。【保健センター】
こにちは赤ちゃん事業・産婦訪問指導事業	保健師等による訪問指導を通して、乳児の健やかな発育・発達の確認、質問票を用いた産婦の産後うつスクリーニングや、心身の状態確認等を通して、育児に関する悩み・不安の解消を図ります。【保健センター】
相談窓口の周知	女性のがん検診等の場を利用して、悩みがある際の相談場所の周知を行います。【保健センター】

<基本施策5> 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

児童生徒の大切な命を守るためには、学校・家庭・地域の連携体制を充実させるとともに、子どもたち自身にも助けを求める術や対処法を学んでもらう必要があります。

そのため、子ども自身が、悩みに対処する方法を知り、困ったときに、大人や専門機関に相談できるようになること、また、周囲の人が気がかりな変化に気づき、適切な行動（大人へのつなぎ）が取れるようになることを目指します。

取組み	内容【担当課】
SOSの出し方に関する教育の充実（児童生徒への取組）	スクールカウンセラーや養護教諭等を活用し、授業や講話をとおして、一人で抱え込まずに相談してよいことや、ストレスへの対処法、信頼できる大人の見つけ方、自分のタイプ（考え方の癖）への理解などを学習します。【教育指導課】
SOSの出し方に関する教育の充実（教職員への取組）	傾聴や適切なSOSの受け止め方、SOSを受け取った後の情報共有や組織としての対応、希死念慮を抱く児童生徒が出すサインの特徴について職員研修を行います。【教育指導課】
生徒会（児童会）としての取組の充実	生徒会（児童会）活動を充実させ、いじめ防止フォーラム等をおして「いじめをなくそう」「悩みを相談しよう」という機運を高める取組を推進します。【教育指導課】
キャリア教育の実施	学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けることを目的に、各学校で民間事業者や各種団体などと連携したキャリア教育を実施し、児童生徒の職業や社会に対する理解や関心を高めます。【教育指導課】
校内オンライン窓口の設置	学校生活や友人関係などに関する悩みや不安などを抱えている場合に、いつでも、どこでも、気軽に相談できるオンライン窓口を設置し、児童生徒の心の悩みなどに対して、早期発見、早期支援につなげていきます。【教育指導課】
相談事業	対面や電話等で相談に応じます。相談内容により必要な支援につなげるように各課との連携を図ります。【保健センター】

4 重点施策

自殺総合対策推進センターによる地域自殺実態プロファイル 2022 から、鹿嶋市の重点施策は、支援が優先される対象群（第 2 章鹿嶋市の現状参照）の上位の 3 区分の性別・年代等の特性と、背景にある主な自殺の危機経路を参考に選定されています。

これを基に、本市では重点施策として「子ども・若者」「勤務・経営」「高齢者」「生活困窮者」を設定し、重点的に取り組んでいきます。

<重点施策 1> 子ども・若者対策

見直し後の自殺総合対策大綱では、これまでの取り組みに加え、「子ども・若者の自殺対策の更なる推進・強化」が掲げられています。子ども・若者対策としては、児童生徒、大学生だけでなく、10 歳代から 30 歳代の有職者と無職者、非正規雇用者等の対象者を念頭に自殺対策を進める必要があり、ライフステージや立場ごとに、それぞれの段階にあった対策が求められます。

このため、児童生徒及び学生に関係する児童福祉や教育分野のほか、若者の生活支援等も含め、保健・福祉・学校教育・社会教育等の関係機関と連携のもとで支援に取り組めます。

(1) 児童生徒及び学生に関する支援等

取組み	内容【担当課】
就学援助と特別支援学級就学奨励補助に関する事務	教育の機会均等の観点から、経済的理由により、就学困難な児童・生徒に対し、給食費・学用品・修学旅行費等を補助します。【総務就学課】
就学に関する相談・支援	特別に支援を要する児童や生徒、保護者に対し、関係機関と協力して 1 人ひとりの障がい及び発達の状態に応じたきめ細やかな相談を行うとともに、関係機関へのフィードバックを適切に行います。【教育指導課／教育センター】
教育相談（いじめに関する相談含む）の充実	教育相談員（心理）が、子どもの教育上の悩みや心配事に関する相談を、対面や電話で受け付けるとともに、事後の状況把握に努めます。また、小・中学校において、校内オンライン相談窓口を設置します。【教育指導課／教育センター】
就学に関する相談・支援	特別な支援を要する児童生徒に対し、関係機関と連携して、個の発達段階や特性に応じた教育相談や支援を行います。【教育指導課／教育センター】
いじめ問題等防止対策事業	いじめ問題等対策委員会を拡充し、いじめや不登校のほか、保護者対応など、幅広い範囲の問題に対応するため、スクールロイヤーによる研修などを実施します。【教育指導課】

取組み	内容【担当課】
教育に関する調査研究・会議や連絡会の開催等	スクールカウンセラーや適応指導教室相談員と連携し、児童生徒の家庭状況にも配慮しながら、不登校の問題に対応していきます。【教育指導課】
スクールソーシャルワーカー活用事業	さまざまな課題を抱えた児童生徒に対して、社会福祉士等の専門的な知識や技術を有するスクールソーシャルワーカーを派遣し、当該児童生徒が置かれた環境への働きかけや、関係機関等とのネットワークの活用など、多様な支援方法を用いて課題解決への対応を図ります。【教育指導課】
不登校児童生徒支援事業	不登校の児童生徒を支援するため、適応指導教室の設置、保護者に対する相談活動、集団再適応・自立を援助する学習や生活指導等を実施します。【教育指導課】
各種団体への支援事業	青少年育成会議、子ども会育成連合会、ガールスカウト茨城県第41団に対し、青少年育成事業補助金を交付し、各団体と連携をとりながら団体の育成、支援を図ります。【社会教育課】
青少年対策事業	青少年センター運営協議会の開催、放課後子ども教室の開設、青少年相談員活動等、青少年たちの集える場所や機会の創設・運営を支援します。【社会教育課】
青少年教育事務	青少年の豊かな人格形成や指導者の資質の向上を図る講習会やイベント等を開催します。【社会教育課】
生活安定対策事業（若者の就労相談事業）【再掲】	市内企業へ就職を希望する学生やU・I・Jターンを希望する就職希望者・転職希望者に対し、ハローワーク常陸鹿嶋や市内企業等と連携し、移住・就労説明会等を実施します。【商工観光課】
ヤングケアラーへの支援の充実	日頃から学校やスクールソーシャルワーカー、介護担当、障がい担当、母子保健担当などと連携し、問題の把握に努め、必要に応じた支援を実施します。【教育指導課／こども相談課】 学期に1回以上調査を実施し、該当する児童生徒の把握に努めるとともに、学校と連携し必要に応じて支援を行います。【教育指導課】
要保護児童対策地域協議会の運営	児童の学校での様子（欠席状況等を含む）や家庭環境などの状況を把握し、学校と連携しながら必要に応じて個別のケース会議を開催します。【教育指導課／こども相談課】
ゲートキーパー養成講座【再掲】	民生委員、ボランティア団体、一般市民に対して、ゲートキーパー養成講座の受講の勧奨を行い、ゲートキーパーの必要性や役割の理解を図ります。【保健センター】
相談事業【再掲】	対面や電話等で相談に応じます。相談内容により必要な支援につながるように各課との連携を図ります。【保健センター】

(2) 若者の生活支援等

取組み	内容【担当課】
子育て世代の活躍推進に対する取組み	子育て世代の活躍を推進するため、ハローワーク常陸鹿嶋と連携し、仕事と子育て両立セミナー等を開催します。【商工観光課／地域づくり推進課】
生活安定対策事業（若者の就労相談事業）【再掲】	市内企業へ就職を希望する学生やU・I・Jターンを希望する就職希望者・転職希望者に対し、ハローワーク常陸鹿嶋や市内企業等と連携し、移住・就労説明会等を実施します。【商工観光課】
障がい者等に対する就労支援	県、労働局と連携し、障害者就職面接会について市ホームページ等での情報提供を行い、障害者の雇用促進を図ります。【商工観光課】

<重点施策2> 勤務・経営者対策

地域自殺実態プロフィール 2022 によると、本市の自殺の特性として、支援が優先される対象群に「勤務・経営」が追加されており、第2次計画では、新たな対策の位置づけが必要となっています。

「勤務・経営」に関する自殺対策は、働き方改革の諸施策との連携を図りながら進める必要があり、市民相談室を通じ、悩み事や心配事等の相談内容に応じて、必要な機関と連携を図るほか、労働環境を整える情報提供や、専門の相談機関等につなげるなどの包括的な支援を展開し、自殺リスクの低減を図ります。

取組み	内容【担当課】
労働環境を整える取組み	関係機関と連携をして、労働環境を整える情報提供を行う。【商工観光課】
住民への相談事業【再掲】	市民の様々な相談を受付け、必要に応じて関係各課や各種専門機関等へつなげるようにします。【市民相談室】
ゲートキーパー養成講座【再掲】	市内企業、労働者、労働組合等に対して、ゲートキーパー養成講座の受講の勧奨を行い、自殺の現状について、ゲートキーパーの必要性や役割の理解を図ります。【保健センター】

<重点施策3> 高齢者対策

本市では、高度経済成長期の鹿島開発により転入した世代が高齢化を迎えたことに加え、定年退職後の都市部からの転入等により、高齢化が一層進んでいます。高齢者は閉じこもりや抑うつ状態になりやすく、孤立・孤独に陥りやすいため、行政や民間事業者のサービス、民間団体の支援等を適切に活用し、生きることの包括的支援を適切に行っていく必要があります。

このため、地域包括ケアシステムや地域共生社会の実現等と連動した事業の展開や、高齢者の孤立・孤独を防ぐための居場所づくり、生きがいづくり、社会参加の強化等に取り組めます。また、高齢者本人だけでなく、高齢者を支える家族や介護者等の支援者に対する支援も含めて、自殺対策の啓発と実践の強化に取り組めます。

(1) 包括的な支援のための連携推進

取組み	内容【担当課】
地域包括ケアシステム推進事業	誰もが住み慣れた地域で安心して自分らしい暮らしを続けることができるよう、「住まい・医療・介護・介護予防・生活支援」を地域で一体的に提供する地域包括ケアシステムを推進するとともに、地域包括ケアシステム推進協議会や、地域ケア会議などを開催し、市民を含む関係者などのネットワークの構築を図ります。【介護長寿課】
地域包括支援センターの運営	地域包括支援センターを介護予防の推進の中核的機関として、また地域福祉の総合的な相談窓口として、地域の住民からの様々な相談に応じるとともに、必要に応じて適切な機関、制度やサービスへとつなぐため、更なる周知と地域への浸透を図ります。【介護長寿課】
在宅医療介護連携推進事業	地域において在宅医療と介護サービスの連携を強化するため、医療・介護関係者等が参画する会議や在宅医療や介護に関する研修会等を開催します。【介護長寿課】

(2) 生きがいを実感できる地域づくりと孤独・孤立の予防

取組み	内容【担当課】
高齢者の生きがいと健康づくり推進事業	高齢者の社会参加や健康・生きがいづくりを促進するとともに、地域とのつながりを実感できるスポーツ大会等を開催します。【介護長寿課】
介護予防教室	高齢者がいつまでも住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、生活機能が低下したきた高齢者、元気高齢者それぞれに対して、フレイル予防を中心とした教室を開催し、高齢者自身の意識啓発と自主的な取り組みを促進します。【介護長寿課】
シルバーリハビリ体操教室	介護予防ボランティアであるシルバーリハビリ体操指導士が地域で行う体操教室、介護予防の普及・啓発活動の支援を行います。【介護長寿課】
シニアクラブ、シルバー人材センターへの活動支援	シニアクラブ、シルバー人材センターの活動や運営を支援し、高齢者によるスポーツ活動や就労による社会参加等を促し、高齢者が生きがいづくりを促進します。【介護長寿課】
認知症サポーター養成講座	誰もが安心して暮らせる地域づくりを目指して、認知症についての正しい知識を持ち、認知症の人や家族を応援する認知症サポーターを養成するとともに、ステップアップ講座を行い、チームオレンジ（支援者をつなぐ仕組み）の立ち上げを図ります。【介護長寿課】
高齢者地域支援事業	ひとり暮らし高齢者の増加を見据え、ひとり暮らし高齢者の支援体制の充実を図ります。また、保健・医療・福祉関係の既存のケア体制と結びつけ、各種サービスや支援を総合的に提供するシステムの構築を図ります。【介護長寿課】
高齢者対象の就職面接会の開催	ハローワーク常陸鹿嶋と連携し、就業意欲のある60歳以上の市民を対象とした、企業合同の就職面接会の開催を支援します。【商工観光課】

(3) 生活不安を抱える高齢者に対する生活支援

取組み	内容【担当課】
介護相談	各圏域の地域包括支援センターの周知に努め、介護に関する情報提供・相談対応を図るとともに、積極的に地域へ出向き、生活支援へ結びつけていく活動を行います。【介護長寿課】
高齢者ふれあいサロン事業 (ミニデイサービス)	生活機能の低下がみられた事業対象者や要支援認定者を対象に、軽度の体操やレクリエーション、教養講座、送迎などのサービスを提供し介護予防のための社会参加の機会を提供します。【介護長寿課】
養護老人ホームへの入所	65歳以上で経済的理由等により自宅での生活が困難な高齢者への入所手続きを支援します。【介護長寿課】
高齢者の権利擁護の推進	地域の専門職と連携を図りながら、成年後見についての相談や手続きの手伝い、法人後見の受任などを行い、安全安心な生活ができるよう支援するとともに、権利擁護の啓発を図ります。【介護長寿課／生活福祉課】

(4) 介護者（支援者）への支援

取組み	内容【担当課】
家族介護教室	介護している家族が、介護知識及び介護方法を習得し、身体的・精神的な負担の軽減・介護者同士の情報交換やリフレッシュを図ることを目的として教室を開催します。【介護長寿課】
認知症家族介護教室	認知症の方を介護する家族や本人、若しくは認知症に興味を示す方に対し認知症カフェ並びに講座を実施し、認知症に対する正しい知識や接し方等の普及や参加者の交流等を図ります。【介護長寿課】
認知症高齢者家族やすらぎ支援事業	やすらぎ支援員（市の講習会受講者）が認知症高齢者の見守りや話し相手となり、認知症高齢者を支える家族の精神的な負担の軽減を図ります。【介護長寿課】

<重点施策4>生活困窮者対策

生活困窮状態にある人は、単に経済的な問題だけでなく、その背景として、心身の健康や家族等との人間関係等、多様かつ広範な問題を、複合的に抱えていることが多く、自殺リスクが高い傾向を認識したうえで、自殺対策となり得る効果的な生活困窮者支援対策を行っていく必要があります。

このため、生活困窮者自立支援制度に基づく支援と自殺対策施策が連携し、経済や生活面の支援のほか、心の健康や人間関係等の支援も含めた包括的な支援を推進します。

取組み	内容【担当課】
生活困窮者自立支援事業	生活保護につながる前の生活困窮世帯に対し、自立を助長するため自立相談支援事業、住居確保給付金の支給を行います。また要保護・準要保護世帯を対象に子どもの学習支援事業を行い、いわゆる貧困の連鎖とならないよう支援します。【生活福祉課】
生活保護事業	生活保護受給世帯に対し、面会を中心としたケースワークによる生活支援・就労支援・自立支援を行い、また生活費の支援として生活・住宅・教育・介護・医療・出産・生業・葬祭扶助を支給します。【生活福祉課】
フードバンク事業	本来、安全に食べられるにも関わらず、破損や印字ミスなどにより、やむなく捨てられてしまう食品やご家庭で使いきれない食品の寄付を受け、社会支援を必要とする方たちの食の支援に活用します。【社会福祉協議会】
しごと情報ポータルサイト構築事業	ハローワーク常陸鹿嶋、鹿行5市、関連事業所による常陸鹿嶋地区雇用対策協議会において、ホームページ等による情報発信を実施し、雇用機会の拡大につなげます。【商工観光課】
生活安定対策事業（若者の就労相談事業）【再掲】	市内企業へ就職を希望する学生やU・I・Jターンを希望する就職希望者・転職希望者に対し、ハローワーク常陸鹿嶋や市内企業等と連携し、相談・採用面接などを実施します。【商工観光課】
相談事業	生活困窮者に対する相談事業を行い、包括的な支援に向けて、関係課等へとつなぎます。【生活福祉課】
生活困窮者等に対する支援プラン策定による連携した支援	鹿嶋市と常陸鹿嶋公共職業安定所によるチーム支援の対象とし、支援プランを策定したうえで就職支援ナビゲーター等による支援を行い、早期就職を実現します。 また、対象者の状況に応じて両者連携のうえ求人情報の提供や一般的な職業紹介等による支援を行います。【生活福祉課】

5 生きる支援の関連施策

本市において実施している事業の中で、「事業の洗い出し」等により把握された「生きる支援」に関連する 68 の事業を、以下の 4 つの視点で整理し、一覧として掲載します。

各事業の中で行うべき「生きる支援」に関する実施内容を明確化し、各分野でそれぞれの取組みを推進することで、総合的な自殺対策の推進を目指します。

<生きる支援の関連施策>

- (1) 気づきのための人材育成
- (2) 包括的な生きる支援の情報（相談先一覧等）の提供
- (3) 生きることの包括的支援の実践・継続
- (4) その他様々な計画等と連動した自殺対策の推進

<生きる支援の関連施策>

No.	事業名	事業概要	「生きる支援」実施内容	担当部署	担当課
(1) 気づきのための人材育成					
1	職員研修事業	セルフコントロール研修, メンタルヘルス研修, ゲートキーパー養成講座等の実施	市職員に対し, メンタルヘルスに関する研修やゲートキーパー養成講座等の案内と受講の推奨を行う。	総務部	人事課
2	女性教育活動推進事業	(1) 女性の地域づくり活動へ参加推進を図る。 (2) 女性リーダー研修・生涯学習リーダー研修を実施する。 (3) 女性の生活, 教養, 文化の向上を図るため, 女性団体の活動を支援する。	女性学級の参加者や地域の女性リーダーにゲートキーパー養成講座の案内と受講の推奨を行う。	教育委員会事務局 市民生活部	社会教育課 中央公民館 地域づくり推進課
3	まちづくり出前講座	住民からの要請により, 職員が地域に出向いて行政に関する情報を分かりやすく伝えるとともに, 住民の意見や提言などを伺いながら, ともにまちづくりを考えていくために, 双方向型の広報・広聴を行うことにより, 住民の声を行政施策に反映させる。	希望する団体に対し, ゲートキーパー養成講座を行うことで, 自殺に関する基礎知識の普及啓発を図る。	教育委員会事務局 健康福祉部	社会教育課 保健センター
4	通学路安全対策事業	通学時の安全確保のため, 通学路の危険箇所の把握及び改善や見守りボランティア体制の整備を図る。	見守りボランティア等に対し, ゲートキーパー養成講座の案内と受講の推奨を行う。	教育委員会事務局 市民生活部	総務就学課
5	不登校児童生徒支援事業	(1) 不登校児童生徒(公立学校に通う小中学生)を対象にした適応指導教室を設置 (2) 不登校児童生徒の集団再適応, 自立を援助する学習・生活指導等の実施 (3) 不登校児童生徒の保護者に対する相談活動の実施	毎月の会議, 医師を招聘したケース会議など自殺予防に関する観点からの指導・助言を仰ぐ機会を設ける。適応指導教室の指導員にゲートキーパー養成講座の案内と受講の推奨を行う。	教育委員会事務局	教育指導課

No.	事業名	事業概要	「生きる支援」実施内容	担当部署	担当課
6	放課後児童健全育成事業	就業等により昼間保護者のいない家庭の小学校児童を放課後及び長期休業中に児童クラブで保育する。	児童クラブ職員にゲートキーパー養成講座の案内と受講の推奨を行う。	教育委員会事務局	社会教育課
7	各種団体への支援事業	(1) 青少年育成市民会議 青少年健全育成活動を啓発するとともに青少年育成を目的として事業を展開する。 (2) 子ども会育成連合会 育成者の資質向上及び子ども会活動の活性化を図る。 (3) ガールスカウト茨城県第41団 自己肯定感を養い、グローバルなものの方を身につけ、社会の良き一員となってリーダーシップを発揮できるような女性を育てる。	各補助金交付団体構成員にゲートキーパー養成講座の案内と受講の推奨を行う。		
8	保護司会への支援	更生活動や犯罪予防啓発活動、青少年の非行防止活動に取り組んでいる、地域の保護司会の健全な運営を図るため、保護司会に対し補助金を支給する。	保護司会にゲートキーパー研修の案内と受講の推奨を行う。	健康福祉部（福祉事務所）	生活福祉課
9	民生委員・児童委員への支援	担当区域の見回り・相談、行政等関係機関との連絡・調整、各種証明事務、福祉サービスの情報提供等を行う民生委員・児童委員の資質向上のための研修会の開催や活動費の支援を行う。	民生委員・児童委員にゲートキーパー養成講座の案内と受講の推奨を行う。		
10	手話通訳者等派遣事業	聴覚障がい者・中途失聴者・難聴者が社会生活において意思疎通を図る上で、支障がある場合に手話通訳者・手話奉仕員・要約筆記者を派遣し、コミュニケーションの確保、社会参加及び緊急時の支援を行う。	支援員に対し、ゲートキーパー研修の案内と受講推奨を実施する。		

No.	事業名	事業概要	「生きる支援」実施内容	担当部署	担当課
11	ボランティアセンターとの連絡調整	市民からボランティア活動への問い合わせがあった際、社会福祉協議会を紹介する。	ボランティア活動を行う団体に対し、ゲートキーパー研修の案内と受講推奨を実施する。	健康福祉部（福祉事務所）	生活福祉課
12	ファミリー・サポート・センターの運営	育児の援助を行いたい人と育児の援助を受けたい人の会員組織化 子育てサポートひろば事業（施設での子ども一時預かり）	ファミリー・サポート・センター会員に対し、ゲートキーパー養成講座の案内と受講推奨を実施する。		こども相談課
13	高齢者ふれあいサロン事業（ミニデイサービス）	生活機能の低下がみられる高齢者を対象に、生きがい活動援助員を配置し、軽度の体操やレクリエーション、教養講座、送迎などのサービスを提供する。	活動援助員にゲートキーパー養成講座の案内と受講の推奨を実施する。		介護長寿課
14	認知症サポーター養成講座	誰もが安心して暮らせる地域づくりを目指して、認知症についての正しい知識を持ち、認知症の人や家族を応援する認知症サポーターを養成する。	認知症サポーターにゲートキーパー養成講座の案内と受講の推奨を実施する。		
15	認知症高齢者家族やすらぎ支援事業	やすらぎ支援員（市の講習会受講者）が認知症高齢者の見守りや話し相手となり、認知症高齢者を支える家族の精神的な負担の軽減を図る。	やすらぎ支援員にゲートキーパー養成講座の案内と受講の推奨を実施する。		
16	高齢者地域支援事業	各小学校区に地域福祉推進委員を配置し、ひとり暮らし高齢者の安否確認や、高齢者の相談に応じ、必要な支援に繋げる。	地域福祉推進委員にゲートキーパー研修の案内と受講の推奨を実施する。		

No.	事業名	事業概要	「生きる支援」実施内容	担当部署	担当課
(2) 包括的な生きる支援の情報（相談先一覧等）の提供					
17	男女共同参画計画推進事業	(1) 男女共同参画委員会の実施 (2) 行政職員対象研修会 (3) 男女共同参画に関する啓発イベント・講座の開催 (4) 男女共同参画啓発パンフレットの作成 (5) 男女共同参画情報紙の発行 (6) 育児支援 主催事業での託児の実施	・男女共同参画に関する啓発イベントや講座において、DV相談や女性向け相談等の情報を掲載したリーフレットを配布する。 ・情報紙の記事の一部に自殺対策に関連した記事を掲載し、住民への情報周知や啓発を図る。	市民生活部	地域づくり推進課
18	コミュニティづくりの推進	区・自治会の役員等を対象に、コミュニティ活動に関する研修会を実施する。	コミュニティ活動に関する研修会において、生きる支援に関する様々な相談先が掲載されたリーフレットを配布する。		交通防災課
19	安全・安心まちづくり鹿嶋市民大会の開催	犯罪や事故のない安全で安心して生活できる地域社会の実現を図るため、地域ぐるみの防犯活動の推進や市民の防犯意識の向上を目的に、鹿嶋市自警団連絡協議会と連携して防犯学習会や防犯啓発パレードなどを実施します。	大会の会場にて、相談窓口の掲載されたリーフレットを配布する。		
20	PTA 活動の支援・育成	PTA に対するセミナーや研修会の実施	役員会において、相談窓口の掲載されたリーフレットを配布する。	教育委員会事務局	社会教育課
21	学校支援ボランティア事業	各小学校の教頭をコーディネーターとして位置付け、学校の要請に応じて地域住民等のボランティアを派遣し、学校教育活動を支援する。 市教育委員会教頭会研修会にて情報交換を行い、より多くの方に参画していただけるよう推進する。 ボランティア登録のチラシを作成し、広報を行うとともに、名簿を更新し、活動の更なる活性化を図る。	情報交換の際に、相談窓口の掲載されたリーフレットを配布する。		

No.	事業名	事業概要	「生きる支援」実施内容	担当部署	担当課
22	広報活動事業	学校で行われている特色ある教育活動、地域全体で共通に取り組んでいる教育活動に関して、時宜にかなった形で分かりやすく情報を提供する。	市民に対して取組情報を周知することができるよう、SOS の出し方に関する教育について取り上げる。	教育委員会事務局	教育指導課
23	生活指導・健全育成（福祉専門家による健全育成の推進強化）	保護者に対して、社会福祉士や精神保健福祉士等の福祉の専門家による健全育成の推進を強化する。	必要に応じて、相談窓口の掲載されたリーフレットを配布する。		教育指導課
24	性に関する指導推進事業	公立中学校に専門の講師を派遣し、性に関する指導の充実を図る。	性に関する指導の際に、相談窓口の掲載されたリーフレットを生徒に配布する。		社会教育課
25	ガイドブック普及事業（青空もとめて）	障がい者とその家族に対して、各種福祉制度の概要や手続き方法などを紹介するガイドブックを配布することにより、障がい者の方々がその有する能力や適性、ライフステージに合わせて適切なサービスを利用できるよう情報を提供し、その在宅生活の質の向上や社会参加の促進等を図る。	相談窓口の掲載されたガイドブックを障がい者とその家族に配布する。	健康福祉部（福祉事務所）	生活福祉課

No.	事業名	事業概要	「生きる支援」実施内容	担当部署	担当課
(3) 生きることの包括的支援の実践・継続					
26	デマンド交通運行事業	車を運転しない方や高齢者等の買い物や通院、公共施設や金融機関への立ち寄りを支援する。	車を運転しない方や高齢者等の外出を支援することで、通院や買い物等へ行きやすくなるとともに、閉じこもりを防止し、生きがいに寄与する。	政策企画部	政策推進課
27	消費生活対策事業	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者相談、情報提供 ・消費者教育、啓発 ・消費者団体活動支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談の内容に応じて、庁内をはじめ必要な機関と連携を図る。 ・専門の相談機関や法テラス等につなげ包括的に問題の解決に向けた支援を展開することにより自殺リスクの軽減につなげる。 ・消費生活に関するイベントにおいて、複雑化、多様化する消費生活の中で、消費生活トラブルに遭われた際の相談機関としてセンターの周知を図り消費者被害の拡大防止を図る。 ・住民意識の啓発や理解の促進を図るため、消費者教育や啓発活動を実施することにより、自立した消費者を育成し、消費者被害を未然に防止する。 	市民生活部	消費生活センター
28	国民年金	国民年金の届出書、申請書、基礎年金裁定請求書の受付、相談対応等を行う。	納税や年金の支払い等を期限までに納めることのできない市民の中には、生活面で深刻な問題を抱え、生活が困難である可能性が高い方もいるため、相談に応じるとともに、必要に応じて、相談支援先の情報提供を行う。	健康福祉部	国保年金課
29	重複多受診者訪問指導	重複多受診者を訪問指導することにより、被保険者の健康相談、適正受診の指導を行う。(作成した対象者リストに基づき訪問指導)	家庭訪問を実施することで心身の健康面での不安の把握に努める。また、必要に応じて、専門機関を案内する。		国保年金課 保健センター

No.	事業名	事業概要	「生きる支援」実施内容	担当部署	担当課
30	40歳未満の住民を対象とした健康診査の実施	鹿嶋市在住の40歳未満の方で、健診を受診する機会のない方を対象に、健診を実施する。	健康診断や結果説明会の機会を利用することで、問題に関する詳しい聞き取りを行い、必要な場合には専門機関による支援につなぐ。	健康福祉部	保健センター
31	生活習慣病予防事業	健康診断・保健指導・健診結果説明会の実施	健康診断や保健指導・結果説明会の機会を利用することで、問題に関する詳しい聞き取りを行い、必要な場合には専門機関による支援につなぐ。		
32	救急医療体制整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅当番医制業務委託 ・病院群輪番制運営負担金 ・鹿行南部地域夜間救急医療機関運営費負担金 ・夜間小児救急診療 ・鹿行南部地域夜間小児救急センター運営費負担金 	休日・夜間の急病患者に対する応急診療を実施する。		
33	ヘルスマイト養成講座 (食生活改善推進員)	食生活改善推進員の養成を通じて、地域住民の食生活の改善を図ることにより、生活習慣病等を予防し健康寿命の延伸を目指す。	食生活改善の支援を通じて、個人の生活状況を把握するとともに、必要時には他の支援機関や窓口につなげる。		
34	子育て世代包括支援センター	<ul style="list-style-type: none"> ・母子健康手帳交付 ・妊婦全数面接 妊娠届出時に保健師等の面接（相談やサービス紹介等）を実施し、その後の妊娠、出産、子育て期の切れ目ない支援充実を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・産前産後の電話訪問 	保健師等専門職により面接を行うことで、すべての妊産婦の実情を継続的に把握し、SOSが出せる関係作りを構築することで、妊娠・出産・子育て期の母親の負担や不安感を軽減させる。		
35	母子保健	<ul style="list-style-type: none"> ・妊婦健康診査 ・乳幼児健康診査 	専門家が関与し、妊婦や乳幼児の状態確認や問題の聞き取りを踏まえて必要な助言・指導を提供することで、産後うつや育児によるストレスを軽減させる。		

No.	事業名	事業概要	「生きる支援」実施内容	担当部署	担当課
36	母子保健	乳幼児家庭訪問	全戸訪問により子どもの発達や発育状況、生活状況を確認することで、支援が必要な家庭を把握し、適切な支援をする。また訪問時にEPDSの実施により、把握したうつの兆候のある者やハイリスク者を支援するとともに、必要に応じて、他機関を紹介する。	健康福祉部	保健センター
37	母子保健	<ul style="list-style-type: none"> ・ 育児相談 ・ 4か月児相談 ・ 9か月児相談 ・ 栄養相談 ・ 子どものこころと発達の相談 	各期の発育発達状況の特徴を踏まえて問題の聞き取りを行い、保健師等が必要な助言・指導を提供することで育児によるストレス等を軽減させるとともに、必要時には他の専門機関へとつなぐ。		
38	幼児歯科健康診査	1歳6か月児・3歳2か月児の歯科疾患の予防、口腔の健全な発育・発達支援のために歯科健診・歯科保健指導を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 乳幼児に対する歯科健診・歯科相談の機会を活用し、家庭状況等の把握に努める。 ・ 問題を抱えていると思われる家庭に対しては、関係機関と連携し、親子に対する包括的な支援を提供する。 		
39	精神保健対策事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 相談者に対して、速やかに介入していく。（関係機関等と連携を図れるよう体制を整える。） ・ 当事者の社会復帰促進のため、専門医・保健師による相談や、ケース会議を実施する。 ・ 精神障がい者がいる家族への支援（講演会や家族交流会を含む）を実施する。 ・ アルコールに関する相談や、アルコール依存症についての普及啓発を行う。 	当事者や家族の相談を受けることで、不安の軽減を図るとともに、必要に応じて関係機関につなぐ。		

No.	事業名	事業概要	「生きる支援」実施内容	担当部署	担当課
40	精神保健福祉推進事業	<ul style="list-style-type: none"> 精神保健福祉法及び障害者総合支援法の申請, 届出 精神保健福祉相談 訪問指導 精神障がい者への社会復帰支援 	当事者や家族の相談を受けることで, 不安の軽減を図るとともに, 必要に応じて関係機関につなぐ。	健康福祉部 (福祉事務所)	生活福祉課 保健センター
41	権利擁護の仕組みづくり	<ul style="list-style-type: none"> 福祉サービス等の相談受付 成年後見人制度利用希望者の相談支援等 	判断能力が不十分な, 認知症者・知的障がい者・精神障がい者に対し, 成年後見についての相談や手続きの手伝い, 法人後見の受任などを行い, 安心安全な生活ができるよう支援する。また, 成年後見人との接点をもつことで, 社会との関わりをもち, 孤立を防ぐ。		生活福祉課 介護長寿課
42	ボランティアセンターとの連絡調整【再掲】	市民からボランティア活動への問い合わせがあった際, 社会福祉協議会を紹介する。	ボランティア活動等は, 地域への貢献ができているという感覚から, 日々の生きがいにつながることがある。市民が様々なボランティアとして参加することができるよう情報提供をする。		生活福祉課
43	人権啓発事務	人権意識を高めるための啓発を行う。	さまざまな人権課題に関する講演会や啓発活動を行うことで, 人権意識を高め, 共に生きる地域づくりを目指す。		生活福祉課
44	障がい者虐待の対応	障がい者虐待に関する通報・相談窓口の設置	虐待への対応を糸口に, 当事者や家族などを支援することで, 背後にあるさまざまな問題を察知し, 適切な支援先につなぐ。		
45	みんなのひろば補助金	子ども, 高齢者, 障がい者, ボランティアをはじめ, 多くの市民や福祉施設, 関係団体等の参加のもとに, 多彩な催しを通して相互交流するなかで, 福祉交流やボランティア活動を広げることを目的に開催する。	福祉交流やボランティア活動を広げることで, 市民の孤立を防ぐとともに, 生きがいづくりの支援をする。		

No.	事業名	事業概要	「生きる支援」実施内容	担当部署	担当課
46	障がい者への介護給付に関する事務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 居宅介護，重度訪問介護，行動援護，同行援護，重度障がい者等包括支援，短期入所，療養介護，生活介護，施設入所支援 ・ 相談支援 	相談を通じて当人や家族の負担軽減を図る。	健康福祉部（福祉事務所）	生活福祉課
47	日中一時支援事業	障がい者（児）を介護する方が，疾病等の理由により居宅における介護ができない場合に，一時的に施設に預け，必要な保護を行う。	介護負担軽減の支援を行う。		
48	障がい者（児）福祉手当支給 難病患者福祉手当支給事務	日常生活が困難な障がい者（児）のための手当を支給する。	日常生活が困難な障がい者（児）のため手当支給を継続して実施する。		
49	障がい者基幹相談事業	障がい者等の福祉に関する様々な問題について障がい者（児）及びその家族等からの相談に応じ，必要な情報の提供及び助言その他の障がい福祉サービスの利用支援等，必要な支援を行う。加えて，関係機関との連絡調整，その他障がい者等の権利擁護のために必要な相談支援の基幹となる。また，虐待防止の機能も持つ。	利用者や家族で，他機関での相談等が必要な方に対して，相談窓口を紹介する。		
50	自立支援給付事業等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童発達支援・医療型児童発達支援・放課後等デイサービス ・ 障がい児相談支援 ・ 自立訓練・就労移行支援・就労継続支援 A型・B型・共同生活援助サービス ・ 補装具の支給 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 相談支援や福祉サービスの提供をすることで，保護者へ過度な負担がかかることを防ぐ。 ・ 訓練給付や補助具の支援により利用者の孤立を防ぐ。 ・ 他機関での相談等が必要な方に対して，相談窓口を案内し，つなげる。 		
51	訪問入浴事業	重度の心身障がい者の保健衛生の向上及びその家族の身体的・精神的な負担の軽減を図る。	障がい者や家族が，何か問題を抱えているようであれば，他機関を案内し，つなげる。		

No.	事業名	事業概要	「生きる支援」実施内容	担当部署	担当課
52	手話通訳者等派遣事業 【再掲】	聴覚障がい者・中途失聴者・難聴者が社会生活において意思疎通を図る上で、支障がある場合に手話通訳者・手話奉仕員・要約筆記者を派遣し、コミュニケーションの確保、社会参加及び緊急時の支援を行う。	必要に応じて、他機関を案内し、つなげる。	健康福祉部（福祉事務所）	生活福祉課
53	児童扶養手当支給事業	児童扶養手当の支給を行う。	ひとり親家庭等の生活の安定と自立を助け、児童福祉の増進を図る。		こども相談課
54	保育の実施 （公立保育園・私立保育園など）	<ul style="list-style-type: none"> ・公立保育園・私立保育園などによる保育・育児相談の実施。 ・保護者による家庭保育が困難な乳幼児の保育に関する相談。 	保育や育児相談を通じて、支援が必要な家庭を把握し、必要に応じて関係機関と連携し支援する。		幼児教育課
55	子ども子育て支援事業 （総合相談及び情報提供）	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもと家庭に関する総合相談及び情報提供・児童虐待防止対策の充実 ・子育て短期支援事業（ショートステイ）事業 保護者の病気、出産、家族の介護、冠婚葬祭、就労などの理由により家庭で一時的に児童の養育ができない場合に、一定期間、宿泊を伴った養育・保護を行うことで児童及びその家族の福祉の向上を図る。	相談に応じることで、不安軽減を図る。また、必要に応じて関係機関と連携し支援をする。		こども相談課
56	母子・父子自立支援員設置事業	ひとり親家庭等の相談に応じ、その自立に必要な情報提供及び助言、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行い、生活の安定、児童の福祉の増進を図るため、母子・父子自立支援員を配置する。	母子・父子自立支援員の配置を継続的に実施する。		

No.	事業名	事業概要	「生きる支援」実施内容	担当部署	担当課
57	母子家庭等自立支援給付金事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自立支援教育訓練給付金 ひとり親家庭の父母が自主的に行う職業能力の開発を推進するため、本市が指定した職業能力の開発のための講座を受講した者に対して教育訓練終了後に支給する。 ・ 高等職業訓練促進給付金等 ひとり親家庭の父母の就職の際に有利であり、かつ生活の安定に資する資格の取得を促進するため、看護師等の資格に係る養成訓練の受講期間の一定期間について「高等職業訓練促進給付金」を、養成訓練修了後に「高等職業訓練修了支援給付金」を支給する。 ・ 高卒認定試験受講修了時等給付金 ひとり親家庭の親及びその児童が、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座（通信講座も可）を受けた場合、修了時に受講費用の2割（上限10万円）を、さらに認定試験合格後に受講費用の4割（計6割、上限15万円）を支給する。 	必要に応じて、他機関を案内し、つなげる。	健康福祉部（福祉事務所）	こども相談課
58	配偶者暴力相談支援 配偶者等からの暴力等女性に対するあらゆる暴力の根絶	配偶者等からの暴力の相談および被害者の保護	講座の実施、啓発イベント時の展示やリーフレットの配布、情報紙に取り上げることにより、相談支援機関の周知を図るとともに、DVやハラスメントに対する市民の理解促進を図る。	健康福祉部（福祉事務所） 市民生活部	こども相談課 地域づくり推進課
59	公営住宅事務	公営住宅の管理事務・公募事務を行う。	対象者が問題を抱えている場合には、他機関を案内し、つなぐ。	都市整備部	都市計画課 施設管理課

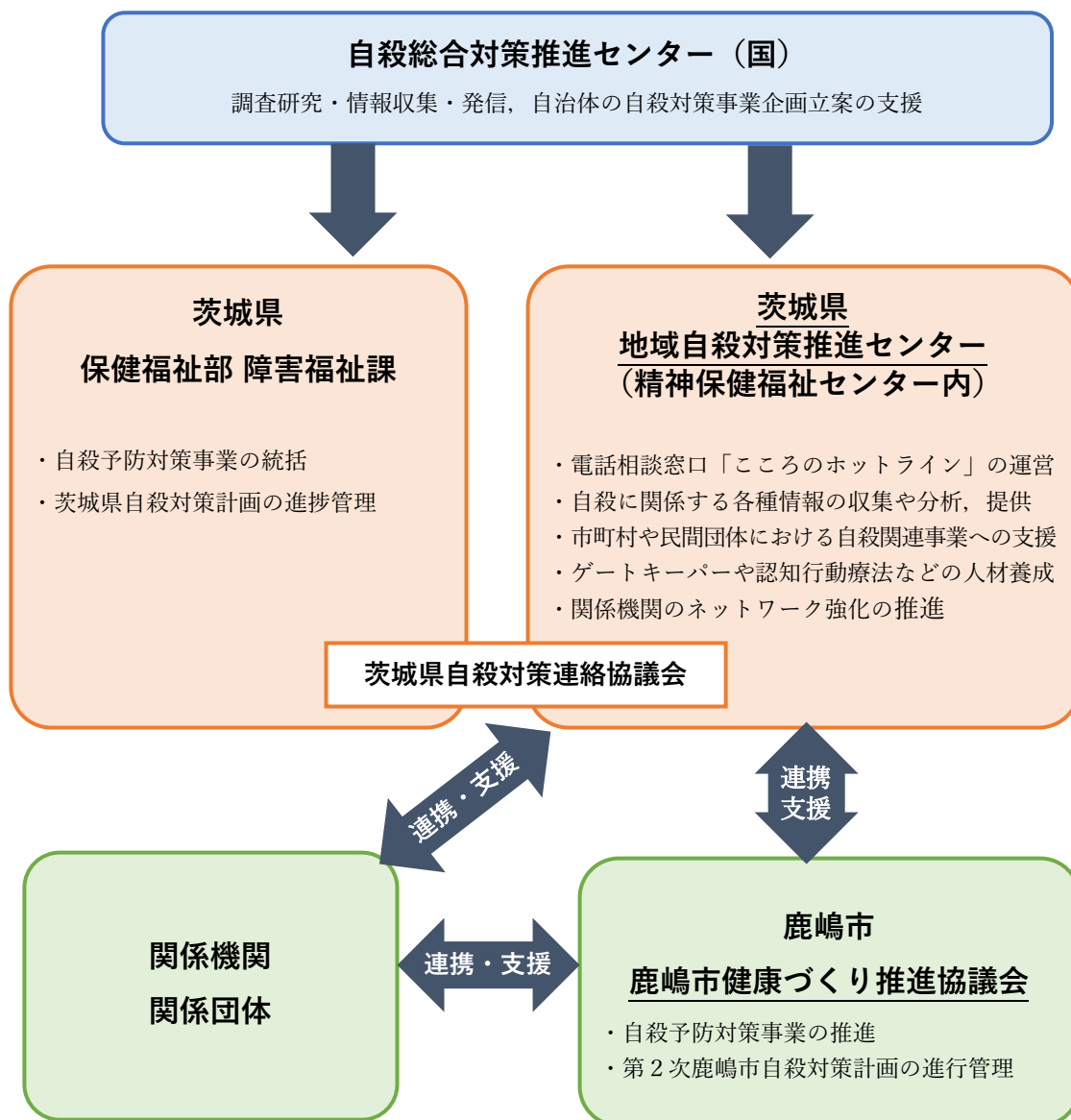
No.	事業名	事業概要	「生きる支援」実施内容	担当部署	担当課
60	公園及び緑地の維持管理に関する事務	公園及び緑地の維持管理に関する業務	<ul style="list-style-type: none"> ・市内に自殺事案の発生が多くみられる公園等がある場合には、その情報を担当課と共有する。 ・自殺事案の発生が多くみられる公園等の巡回時は、特に住民の様子に配慮するよう、巡回を担当する職員や業務委託業者に情報共有する。 ・樹木の剪定や配置の工夫など施設に関する配置を継続的に行う。 	都市整備部	都市計画課 施設管理課
61	水道料金徴収業務配水管布設拡張事業	<ul style="list-style-type: none"> ・料金滞納者に対する料金徴収（集金）事務 ・給水停止執行業務 ・未給水区域への配水管布設 	<ul style="list-style-type: none"> ・滞納者に対して、個別面談、訪問、分納相談を実施し、生活に関する相談対応を実施する。 ・水の安定供給、未給水区域への水道拡張により安心安全な生活を資する。 		水道課
62	奨学金に関する事務	奨学金に関する事務	申請者の状況把握に努め、ケースに応じて適切な相談支援先につなぐことができるよう留意する。	教育委員会事務局	総務就学課
63	子ども会育成事業	子ども会育成連合会への補助金交付（子ども会育成のための事業） 指導者研修会、ダンスワークショップ等	子ども会育成事業への支援を継続して、青少年の健全育成を図る。		社会教育課
64	放課後児童健全育成事業【再掲】	就業等により昼間保護者のいない家庭の小学校児童を放課後及び長期休業中に児童クラブで保育する	児童クラブを通じて、悩みを抱えた子どもや保護者に対し、必要に応じて相談機関を案内する。		

No.	事業名	事業概要	「生きる支援」実施内容	担当部署	担当課
(4) その他様々な計画等と連動した自殺対策の推進					
65	企画調整に関する事務 (総合計画の推進)	第4次鹿嶋市総合計画に掲げた「Colorful Stage KASHIMA」の実現に向け、市民ひとり一人が個性を発揮し、彩り豊かに生活ができる鹿嶋市を目指す。	総合的かつ全庁的に自殺対策を進めていくため、地域のセーフティネットの確立に向けた地域関係者における連携の視点を盛り込んだ計画を引き続き推進していく。	政策企画部	政策推進課
66	企画調整に関する事務 (教育大綱の推進)	教育・養育・指導を行う側と受ける側が共に学び、成長していく「共育」を理念に掲げ、大人も子どもも共に育ち、すべてのひとが夢と希望を持って、自分らしく輝いていくことを目指す。	多様性を尊重する豊かな心と健やかな体の育成を理念とし、いじめ、不登校、虐待、ヤングケアラー等に対して教育と福祉が連携した早期対応と継続性のある支援を推進する。		
67	子ども・子育て支援事業 計画の推進・改定	子ども・子育て支援事業計画の推進を図るとともに、第3期子ども・子育て支援計画を策定する。	引き続き子ども・子育て支援事業と自殺対策を連動させることで、妊産婦や子育て世帯への支援強化を図る。	健康福祉部（福祉事務所）	こども相談課
68	障がい福祉計画推進事業	障がい者福祉計画、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の策定及び進行管理を行う。	障がい者（児）福祉事業と自殺対策事業との連携可能な部分を進めることにより、両事業のさらなる連携の促進を図る。		生活福祉課

第4章 自殺対策の推進体制

第4章 自殺対策の推進体制

自殺対策を推進するため、国や県、関係機関や関係団体等と連携を強化し、それぞれの分野で課題を探り、事業の推進を図ります。



資料編

資料編

1 自殺対策基本法（平成 28 年 4 月 1 日改正）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況にあり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていることに鑑み、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかげがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。

- 2 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。
- 3 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。
- 4 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。
- 5 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働、その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。
- 3 国は、地方公共団体に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な助言その他の援助を行うものとする。

（事業主の責務）

第四条 事業主は、国及び地方公共団体が実施する自殺対策に協力するとともに、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(国民の責務)

第五条 国民は、生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるよう努めるものとする。

(国民の理解の増進)

第六条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺対策に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

(自殺予防週間及び自殺対策強化月間)

第七条 国民の間に広く自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、自殺対策の総合的な推進に資するため、自殺予防週間及び自殺対策強化月間を設ける。

- 2 自殺予防週間は九月十日から九月十六日までとし、自殺対策強化月間は三月とする。
- 3 国及び地方公共団体は、自殺予防週間においては、啓発活動を広く展開するものとし、それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。
- 4 国及び地方公共団体は、自殺対策強化月間においては、自殺対策を集中的に展開するものとし、関係機関及び関係団体と相互に連携協力を図りながら、相談事業その他それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

(関係者の連携協力)

第八条 国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。第十七条第一項及び第三項において同じ。）、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者は、自殺対策の総合的かつ効果的な推進のため、相互に連携を図りながら協力するものとする。

(名誉及び生活の平穏への配慮)

第九条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穏に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない。

(法制上の措置等)

第十条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十一条 政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概況及び講じた自殺対策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等

(自殺総合対策大綱)

第十二条 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱（次条及び第二十三条第二項第一号において「自殺総合対策大綱」という。）を定めなければならない。

(都道府県自殺対策計画等)

第十三条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画（次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画（次条において「市町村自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

(都道府県及び市町村に対する交付金の交付)

第十四条 国は、都道府県自殺対策計画又は市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県又は市町村に対し、当該事業等の実施に要する経費に充てるため、推進される自殺対策の内容その他の事項を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

第三章 基本施策

(調査研究等の推進及び体制の整備)

第十五条 国及び地方公共団体は、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するため、自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の状況に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究及び検証並びにその成果の活用を推進するとともに、自殺対策について先進的な取組に関する情報その他の情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策の効率的かつ円滑な実施に資するための体制の整備を行うものとする。

(人材の確保等)

第十六条 国及び地方公共団体は、大学、専修学校、関係団体等との連携協力を図りながら、自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

(心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等)

第十七条 国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の心の健康保持に係る教育及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等に対する国民の心の健康の保持に関する研修の機会の確保等必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、前項の施策で大学及び高等専門学校に係るものを講ずるに当たっては、大学及び高等専門学校における教育の特性に配慮しなければならない。
- 3 学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵養等に資する教育又は啓発、困難な実態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

（医療提供体制の整備）

第十八条 国及び地方公共団体は、心の健康の保持に支障を生じていることにより自殺のおそれがある者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、精神疾患を有する者が精神保健に関して学識経験を有する医師（以下この条において「精神科医」という。）の診療を受けやすい環境の整備、良質かつ適切な精神医療が提供される体制の整備、身体の傷害又は疾病についての診療の初期の段階における当該診療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、救急医療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、精神科医とその地域において自殺対策に係る活動を行うその他の心理、保健福祉等に関する専門家、民間の団体等の関係者との円滑な連携の確保等必要な施策を講ずるものとする。

（自殺発生回避のための体制の整備等）

第十九条 国及び地方公共団体は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、相談その他の自殺の発生を回避するための適切な対処を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるものとする。

（自殺未遂者等の支援）

第二十条 国及び地方公共団体は、自殺未遂者が再び自殺を図ることのないよう、自殺未遂者等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

（自殺者の親族等の支援）

第二十一条 国及び地方公共団体は、自殺又は自殺未遂が自殺者又は自殺未遂者の親族等に及ぼす深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

（民間団体の活動の支援）

第二十二条 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う自殺の防止、自殺者の親族等の支援等に関する活動を支援するため、助言、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 自殺総合対策会議等

(設置及び所掌事務)

第二十三条 厚生労働省に、特別の機関として、自殺総合対策会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 自殺総合対策大綱の案を作成すること。

二 自殺対策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。

三 前二号に掲げるもののほか、自殺対策に関する重要事項について審議し、及び自殺対策の実施を推進すること。

(会議の組織等)

第二十四条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、厚生労働大臣をもって充てる。

3 委員は、厚生労働大臣以外の国务大臣のうちから、厚生労働大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。

4 会議に、幹事を置く。

5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、厚生労働大臣が任命する。

6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。

7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(必要な組織の整備)

第二十五条 前二条に定めるもののほか、政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織の整備を図るものとする。

2 自殺総合対策大綱（令和4年10月閣議決定）のポイント

「自殺総合対策大綱」のポイント



- 自殺対策基本法が成立した平成18年と、コロナ禍以前の令和元年の自殺者数を比較すると男性は38%減、女性は35%減となっており、これまでの取組みに一定の効果があったと考えられる。（平成18年:32,155人→令和元年:20,169人）
- 自殺者数は依然として毎年2万人を超える水準で推移しており、男性が大きな割合を占める状況は続いているが、更にコロナ禍の影響で自殺の要因となる様々な問題が悪化したことなどにより、女性は2年連続の増加、小中高生は過去最多の水準となっていることから、今後5年間で取り組みむべき施策を新たに位置づける。

1 子ども・若者の自殺対策の更なる推進・強化

- ▶ 自殺等の事案について詳細な調査や分析をすすめる、自殺を防止する方策を検討。
- ▶ **子どもの自殺危機**に対応していくチームとして学校、地域の支援者等が連携し自殺対策にあたることのできる仕組み等の構築。
- ▶ 命の大切さ・尊さ、SOSの出し方、**精神疾患への正しい理解や適切な対応**等を含めた教育の推進。
- ▶ 学校の**長期休業時の自殺予防強化**、タブレットの活用等による自殺リスクの把握やブッシュ型支援情報の発信。
- ▶ 令和5年4月に設立が予定されている「**子ども家庭庁**」と連携し、**子ども・若者の自殺対策を推進する体制を整備**。

2 女性に対する支援の強化

- ▶ **妊産婦への支援**、コロナ禍で顕在化した課題を踏まえた**女性の自殺対策**を「当面の重点施策」に新たに位置づけて**取組を強化**。

3 地域自殺対策の取組強化

- ▶ **地域の関係者のネットワーク構築**や支援に必要な情報共有のための**プラットフォームづくり**の支援。
- ▶ 地域自殺対策推進センターの機能強化。

4 総合的な自殺対策の更なる推進・強化

- ▶ **新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進**。
- ▶ 国、地方公共団体、医療機関、民間団体等が一丸となって取り組んできた**総合的な施策の更なる推進・強化**。
 - 孤独・孤立対策等との連携 ■ 自殺者や親族等の名譽等 ■ ゲートキーパー普及※ ■ SNS相談体制充実 ■ 精神科医療との連携
 - 自殺未遂者支援 ■ 勤務問題 ■ 遺族支援 ■ 性的マイノリティ支援 ■ 誹謗中傷対策 ■ 自殺報道対策 ■ 調査研究 ■ 国際的情報発信など

※ゲートキーパーとは、悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聴いて、必要な支援につなげ、見守る人のこと。

「自殺総合対策大綱」の概要

※赤字は旧大綱からの主な変更箇所

第1 自殺総合対策の基本理念

誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す

第2 自殺の現状と自殺総合対策における基本認識

- ✓ 自殺は、その多くが追い込まれた未の死である
- ✓ 年間自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態はまだまだ続いている
- ✓ **新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進(新)**
 - ・自殺への影響について情報収集・分析
 - ・ICT活用を推進
 - ・女性、無業者、非正規雇用労働者、ひとり親、フリーランス、児童生徒への影響も踏まえた対策

✓ 地域レベルの実践的な取組をPDCAサイクルを通じて推進する

第3 自殺総合対策の基本方針

1. 生きることの包括的な支援として推進する
 - ・自殺対策は、SDGsの達成に向けた政策としての意義も持つ旨を明確化
2. 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む
 - ・**こども家庭庁(令和5年4月に設立予定)、孤独・孤立対策等との連携**
3. 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる
4. 実践と啓発を両輪として推進する
5. 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する
 - ・地域の支援機関のネットワーク化を推進し必要な情報を共有する地域プラットフォームづくりを支援
6. **自殺者等の名譽及び生活の平穩に配慮する(新)**
 - ・自殺者、自殺未遂者、親族等への配慮

第4 自殺総合対策における当面の重点施策

→重点施策の拡充内容については、P.3・4

1. 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する
2. 国民一人ひとりの気付きと見守りを促す
3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する
4. 自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る
5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する
6. 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする
7. 社会全体の自殺リスクを低下させる
8. 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ
9. 遺された人への支援を充実する
10. 民間団体との連携を強化する
11. 子ども・若者の自殺対策を更に推進する
12. 勤務問題による自殺対策を更に推進する

13. 女性の自殺対策を更に推進する(新)

第5 自殺対策の数値目標

✓ 誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指すため、当面は先進諸国の現在の水準まで減少させることを目指し、令和8年までに自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）を平成27年と比べて30%以上減少させることとする。 ※旧大綱の数値目標を継続（平成27年：18.5 ⇒ 令和8年：13.0以下） ※令和2年：16.4

第6 推進体制等

1. 国における推進体制
 - ・指定調査研究等法人（いのちを支える自殺対策推進センター）が、エビデンスに基づく政策支援、地域が実情に応じて取り組むための人材育成等を推進
2. 地域における計画的な自殺対策の推進
 - ・地域自殺対策計画の策定・見直し等への支援
3. 施策の評価及び管理
4. 大綱の見直し
 - ・社会経済情勢の変化、自殺をめぐる諸情勢の変化等を踏まえ、おおむね5年を目途に見直しを行う

「自殺総合対策大綱」 第4章 自殺総合対策における当面の重点施策の概要

1. 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する

- 地域自殺実態プロフィール、地域自殺対策の政策パッケージの作成
- 地域自殺対策計画の策定・見直し等の支援
- **地域自殺対策推進センターへの支援**
 - ・地域自殺対策推進センター長の設置の支援
 - ・全国の地域自殺対策推進センター長による会議の開催に向けた支援
- 自殺対策の専任職員の配置・専任部署の設置の促進

2. 国民一人ひとりの気つきと見守りを促す

- 自殺予防週間と自殺対策強化月間の実施
- **児童生徒の自殺対策に資する教育の実施**
 - ・命の大切さ、尊さ、SOSの出し方、精神疾患への正しい理解や適切な対応を含めた心の健康の保持に係る教育等の推進
- **自殺や自殺関連事象等に関する正しい知識の普及、うつ病等についての普及啓発**
 - ・「自殺は、その多くが思い込まれた未の死である」「自殺対策とは、生きることの包括的支援である」という認識の普及
 - ・メンタルヘルスの正しい知識の普及促進

3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する

- **自殺の実態や自殺対策の実施状況等に関する調査研究・検証・成果活用**
 - ・相談機関等に集約される情報の活用を検討
- **子ども・若者及び女性等の自殺調査、死因究明制度との連動**
 - ・自殺等の事案について詳細な調査・分析
 - ・予防のための子どもの死亡検証(CDR; Child Death Review)の推進
 - ・若者、女性及び性的マイノリティの生きづらさ等に関する支援一体型の実態把握
- **コロナ禍における自殺等の調査**
- **うつ病等の精神疾患の病態解明等**
 - ・つながる学際的研究

4. 自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る

- 大学や専修学校等と連携した自殺対策教育の推進
- 連携調整を担う人材の養成
- かかりつけ医、地域保健スタッフ、公的機関職員等の資質向上
- 教職員に対する普及啓発
- 介護支援専門員等への研修
- **ゲートキーパーの養成**
 - ・若者を含めたゲートキーパー養成
- **自殺対策従事者への心のケア**
 - ・スーパーバイザーの役割を果たす専門職の配置等を支援
- **家族・知人、ゲートキーパー等を含めた支援者への支援**

5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する

- **職場におけるメンタルヘルス対策の推進**
 - ・パワーハラスメント対策の推進、SNS相談の実施
- 地域における心の健康づくり推進体制の整備
- 学校における心の健康づくり推進体制の整備
- 大規模災害における被災者の心のケア、生活再建等の推進

6. 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする

- 精神科医療、保健、福祉等の連携性の向上、専門職の配置
- **精神保健医療福祉サービスの担う人材の養成等**
 - ・自殺の危険性の高い人を早期に発見し確保に精神科医療につなげるよう体制の充実
- **子どもに対する精神保健医療福祉サービスの提供体制の整備**
 - ・子どもの心の診療体制の整備
- **うつ病、依存症等うつ病以外の精神疾患等によるハイリスク者対策**

7. 社会全体の自殺リスクを低下させる

- **相談体制の充実と相談窓口情報等の分かりやすい発信、アウトリーチ強化**
- **ICT（インターネット・SNS等）活用**
 - ・SNS等を活用した相談事業支援の拡充、ICTを活用した情報発信を推進。
- **インターネット上の誹謗中傷及び自殺関連情報対策の強化**
 - ・自殺の誘引、勧誘等情報についての必要な自殺防止措置、サイバーハラスメントによる取組を推進
 - ・特定個人を誹謗中傷する書き込みの速やかな削除の支援や人権相談等を実施
- **ひきこもり、児童虐待、性犯罪・性暴力の被害者、生活困窮者、ひとり親家庭に対する支援**
- **性的マイノリティの方等に対する支援の充実**
- 関係機関等の連携に必要な情報共有
- **自殺対策に資する居場所づくりの推進**
 - ・オンラインでの取組も含めて孤立を防ぐための居場所づくり等を推進
- **報道機関に対するWHOガイドライン等の周知**
- **自殺対策に関する国際協力の推進**

「自殺総合対策大綱」 第4章 自殺総合対策における当面の重点施策の概要

8. 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ

- 地域の自殺未遂者支援の拠点機能を担う医療機関の整備
- 救急医療機関における精神科医による診療体制等の充実
- **医療と地域の連携推進による包括的な未遂者支援の強化**
 - ・自殺未遂者を退院後に円滑に精神科医療につなげるための医療連携体制の整備
 - ・自殺未遂者から得られた実態を分析し、匿名でのデータベース化を推進
- 居場所づくりとの連動による支援
- **家族等の身近な支援者に対する支援**
 - ・傾聴スキルを学べる動画等の作成・啓発
- 学校、職場等での事後対応の促進

9. 選された人への支援を充実する

- 遺族の自助グループ等の運営支援
- **学校、職場等での事後対応の促進**
 - ・学校、職場、公的機関における遺族等へ寄り添った事後対応等の促進
- **遺族等の総合的な支援ニーズに対する情報提供の推進等**
 - ・遺族等が直面する行政上の諸手続や法的問題等への支援の推進
- 遺族等に対応する公的機関の職員の資質の向上
- **遺児等への支援**
 - ・ヤングケアラーなどなっている遺児の支援強化

10. 民間団体との連携を強化する

- 民間団体の人材育成に対する支援
- 地域における連携体制の確立
- **民間団体の相談事業に対する支援**
 - ・多様な相談ニーズに対応するため、SNS等を活用した相談事業支援を拡充
- 民間団体の先駆的・試行的取組や自殺多発地域における取組に対する支援

11. 子ども・若者の自殺対策を更に推進する

- いじめを苦にした子どもの自殺の予防
- **学生・生徒への支援充実**
 - ・長期休業の前後の時期における自殺予防を推進
 - ・タブレット端末の活用等による自殺リスクの把握やブッシュ型の支援情報の発信を推進
 - ・学校、地域の支援者等が連携して子どもの自殺対策にあたることのできる仕組みや緊急対応時の教職員等が迅速に相談を行う体制の構築
 - ・不登校の子どもへの支援について、学校内外における居場所等の確保
- **SOSの出し方に関する教育の推進**
 - ・命の大切さ、尊さ、SOSの出し方、精神疾患への正しい理解や適切な対応を含めた心の健康の保持に依る教育等の推進
 - ・子どもがSOSを出しやすい環境を整えるとともに、大人が子どものSOSを受け止められる体制を構築
- **子ども・若者への支援や若者の特性に応じた支援の充実**
 - ・SNS等を活用した相談事業支援の拡充、ICTを活用した情報発信を推進
- **知人等への支援**
 - ・ゲートキーパー等を含めた自殺対策従事者の心の健康を維持する仕組みづくり
- **子ども・若者の自殺対策を推進するための体制整備**
 - ・こども家庭庁と連携し、体制整備を検討

12. 勤務問題による自殺対策を更に推進する

- **長時間労働の是正**
 - ・勤務時間管理の徹底及び長時間労働の是正の推進
 - ・勤務時間インターバル制度の導入促進
 - ・コロナ禍で進んだテレワークを含め、職場のメンタルヘルス対策の推進
 - ・「過労死等の防止のための対策に関する大綱」に基づき、過労死等の防止対策を推進
 - ・副業・兼業への対応
 - 職場におけるメンタルヘルス対策の推進
 - **ハラスメント防止対策**
 - ・パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産等に関するハラスメントの防止

13. 女性の自殺対策を更に推進する

- **妊産婦への支援の充実** **(新設)**
 - ・予期せぬ妊娠等により身体的・精神的な悩みや不安を抱えた若年妊婦等について性と健康の相談センター事業等による支援を推進
- **コロナ禍で顕在化した課題を踏まえた女性支援**
 - ・子育て中の女性等を対象にきめ細かな就職支援。
 - ・配偶者等からの暴力の相談体制の整備を進める等、被害者支援の更なる充実
 - ・様々な困難・課題を抱える女性に寄り添ったきめ細かい相談支援等の地方公共団体による取組を支援
- **困難な問題を抱える女性への支援**

第2次鹿嶋市自殺対策計画

～誰も自殺に追い込まれることのない「鹿嶋市」の実現を目指して～

発行年月：令和6年 月発行

発行：茨城県 鹿嶋市

編集：健康福祉部 保健センター

〒314-8655 茨城県鹿嶋市平井1187番地1

Tel 0299-82-6218
